

# 平成 30 年度第 3 回みよし市男女共同参画審議会 次第

日時 平成 31 年 1 月 24 日 (木)

午前 9 時 30 分から午前 10 時 30 分まで

場所 市役所 3 階 研修室 1

## 1 あいさつ

## 2 議題

(1) パブリックコメントの結果について

(2) 次期プラン最終原稿案について

## 3 その他

## 「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023（案）」の パブリックコメントの結果について

本計画（案）について、パブリックコメント制度による意見募集を行った結果、市民の皆さまから貴重な意見をいただきありがとうございました。

寄せられたご意見について、みよし市の考え方を公表します。

◆実施期間：平成30年11月1日（木）から平成30年11月30日（金）まで

◆意見数：5件（2人）

◆寄せられた意見とみよし市の考え方

意見	市の考え方（対応）
(1)みよし市議会に女性議員がいないことに疑問を感じます。市政が男性優位であることを象徴していると思います。	(1)男女比での優位性があるとは考えておりませんが、今後、より議会をご理解いただくために、更なる情報発信に努めてまいります。
(2)女性が一生涯輝き、働き続ける事が重要なだと思います。妊娠、出産し職場復帰して、子育てをしながらでもキャリアアップを目指せる環境が必要です。  特に就学前の子どもは体調を崩し易い為、その都度会社を休む事になり、大半は夫ではなく妻が休む傾向にあると思われます。妻も会社を休む事なく働き続ける為には『病児保育の設置』が必要不可欠だと思います。近隣の市町村には設置されているのに、なぜみよし市にはないのか疑問に感じます。  ファミリーサポートの病児の内容を見ると非現実的で実用性に欠けています。実際、以前聞いたところファミリーサポートで病児利用はこれまでに2件程だと聞きました。	(2)病児保育事業はみよし市においても必要であると認識しています。  本市では、ファミリー・サポート・センター事業により実施していますが、利用手続等の見直しにより実用的で利用しやすい制度となるよう改善を図ってまいります。
(3)アンケートを取っているが、その方法の詳細を知りたいです。年齢層によても意見が大分違うと思います。	(3)プラン案に掲載しているアンケート調査結果は、平成29年11月に実施した「男女共同参画社会に関するアンケート調査」の調査結果で、市内在住の16歳以上の男女各500名（無作為抽出）を対象に実施し、郵送による調査票の配布及び回収により、372通の回答がありました。

	<p><u>なお、回答者の年代別の割合は、</u></p> <table border="1"> <tr> <td>10代</td><td>2.2%</td><td>20代</td><td>9.7%</td></tr> <tr> <td>30代</td><td>13.2%</td><td>40代</td><td>22.4%</td></tr> <tr> <td>50代</td><td>18.6%</td><td>60代</td><td>33.9%</td></tr> </table> <p><u>となっており、50代及び60代の回答割合が過半数を超える結果となりました。</u></p>	10代	2.2%	20代	9.7%	30代	13.2%	40代	22.4%	50代	18.6%	60代	33.9%
10代	2.2%	20代	9.7%										
30代	13.2%	40代	22.4%										
50代	18.6%	60代	33.9%										
(4)ワークライフバランスについて	<p>過去5年で、内閣府指導の「ゆう活」をはじめ、制度、予算が整備用意されてきたと思いますが、今後、5年は、直近アンケートからも分かるように個人の意識改革が必要になると考えます。</p> <p>例えば民間活動から生まれた「育メン」そして今では、解決策としての「イクボス」「イクボス宣言」を実施する市町村も増えてきました。</p> <p>みよし市は、トップからの意識改革の表明、市長をはじめ予定は、ありませんか。</p>												
(5)地域参加の不平等について	<p>引っ越してきた住人自身男女問わず、行政への参加、意見発信について弱者となりやすく、その対策を具体的に見えるものにならないませんか。</p> <p>アンケートからも行政への関わりを求めているように思います。</p> <p>そこから地域性に合うもの含めた解決策が生まれると思うが、その対策は？</p>												
	<p>(4)本市では、子育て総合支援センターでイクメンイベント(未就園児と父親で参加する親子あそびなど)を開催しています。「イクボス宣言」を表明する予定は現在ありませんが、プラン案の基本目標Ⅱ一方針4-施策の方向①「男女がともに活躍できる職場環境づくり」に基づき、県が進めるワーク・ライフ・バランス推進運動に協力するなど、市内企業等に対してワーク・ライフ・バランスの前進に向けた取組を推進していきます。</p> <p><u>また、これから社会へ進出する大学生へ男女共同参画意識の啓発と普及を図るために、ワーク・ライフ・バランス等をテーマとした男女共同参画啓発事業を行っています。</u></p> <p>(5)居住年数に関係なく、地域に住む人が主体的にまちづくりに取り組める環境の整備が重要と考えています。</p> <p>プラン案の基本目標Ⅱ一方針1-施策の方向①「男女が支えあう地域づくり」に基づき、コミュニティ活動への支援を通して、居住年数や年齢、性別に関係なく、地域に住むすべての人が個人の能力を發揮できるよう、コミュニティ活動の活性化を図っていきます。</p>												

案

みよし男女共同参画プラン  
『パートナー』 2019-2023

みよし市

## みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023

### 目 次

#### 第1章 プランの基本的な考え方

- ◇ プラン策定の趣旨 ······ ······ ······ ······ 2
- ◇ プランの推進期間 ······ ······ ······ ······ 2
- ◇ プランの性格・位置付け ······ ······ ······ 3
- ◇ プランの基本理念 ······ ······ ······ 4

#### 第2章 みよし市の男女共同参画をめぐる現状と課題

- ◇ みよし市の人口状況 ······ ······ ······ ······ 6
- ◇ 男女共同参画社会、性の多様性に関する認知度 ······ ······ ······ ······ 8
- ◇ 男女共同参画に関する意識 ······ ······ ······ ······ 10
- ◇ 女性の参画、就労状況 ······ ······ ······ ······ 12
- ◇ 男性の家事、育児への参加 ······ ······ ······ ······ 15
- ◇ DV（ドメスティック・バイオレンス）の状況 ······ ······ ······ 16

#### 第3章 プランの内容

- ◇ プランの体系 ······ ······ ······ ······ 20
- ◇ 基本目標 I 男女共同参画社会を目指す意識づくり ······ ······ 22
- ◇ 基本目標 II 男女ともに多様な選択ができる環境づくり ······ ······ 26
- ◇ 基本目標 III 健康で安心して暮らすための基盤づくり ······ ······ 34
- ◇ 基本目標 IV プランの総合的な推進体制づくり ······ ······ 38

#### 第4章 数値目標

- ◇ 数値目標 ······ ······ ······ ······ 42

#### 第5章 参考資料

- ◇ みよし男女共同参画プラン策定経過 ······ ······ ······ 46
- ◇ みよし男女共同参画プラン審議会委員名簿 ······ ······ ······ 48
- ◇ みよし市男女共同参画推進条例 ······ ······ ······ 49
- ◇ みよし市男女共同参画審議会要綱 ······ ······ ······ 51
- ◇ みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会設置要綱 ······ ······ 52
- ◇ 男女共同参画社会基本法 ······ ······ ······ 53
- ◇ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ······ ······ 56
- ◇ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ······ ······ 62
- ◇ みよし市における男女共同参画に関する年表 ······ ······ ······ 67

## 第1章

### プランの基本的な考え方

## 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条)

## プラン策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」の中で、21世紀の我が国の最重要課題と位置付けられています。

さらに、国においては、平成27年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、仕事と家庭を両立できる環境の整備など女性の職業生活における活躍の推進によって、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされました。

本市においても、平成15年度から平成19年度までの5か年を計画期間とし、本市の男女共同参画の推進に関する基本的な計画「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」を策定しました。その後、平成20年度、平成25年度に国際社会や国及び愛知県の動向を踏まえた見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な施策を積極的に実施してまいりました。

また、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となって協働のもと性別にかかわりなく、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、平成27年4月1日に「みよし市男女共同参画推進条例」を制定しました。

このたび、現行プランの推進期間が平成30年度で満了することから、同条例の基本理念に基づき、今後予測される社会経済情勢の変化や、国及び愛知県の計画との整合性を図り、本市の男女共同参画を取り巻く状況に対応した「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023」を策定します。

## プランの推進期間

この計画の推進期間は、★★元年度（2019年）から★★5年度（2023年）までの5年間とします。ただし、国や愛知県をはじめ社会情勢の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるために必要が生じた場合は、計画の見直しを行います

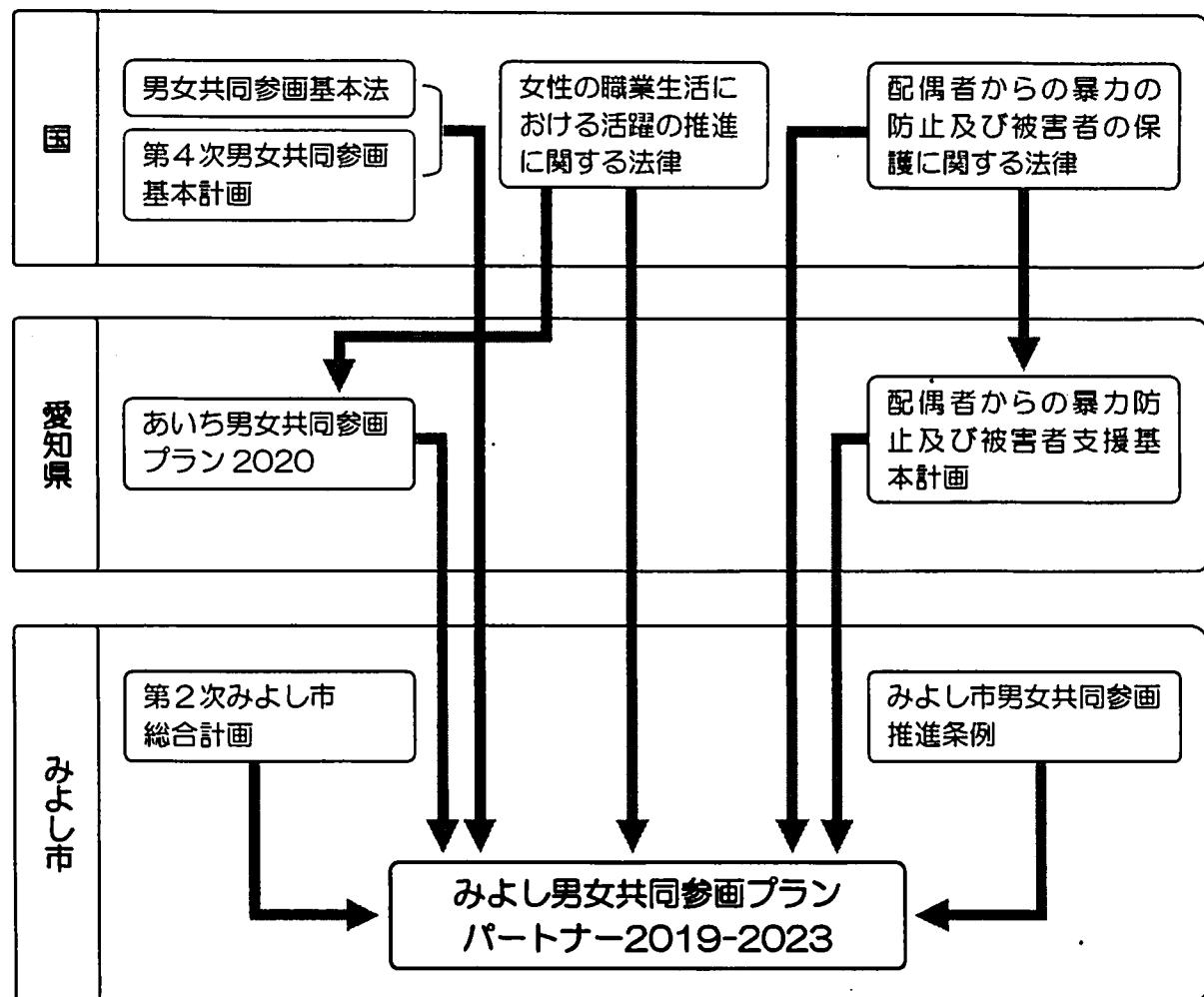
## プランの性格・位置づけ

○本プランは、「男女共同参画社会基本法」及び「みよし市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画です。

○本プランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」、愛知県の「あいち男女共同参画プラン2020」と「第2次みよし市総合計画」との整合性を図り、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していきます。

○本プランのうち、基本目標Ⅲの方針3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

○本プランのうち、基本目標Ⅱ及び基本目標Ⅲを、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけます。

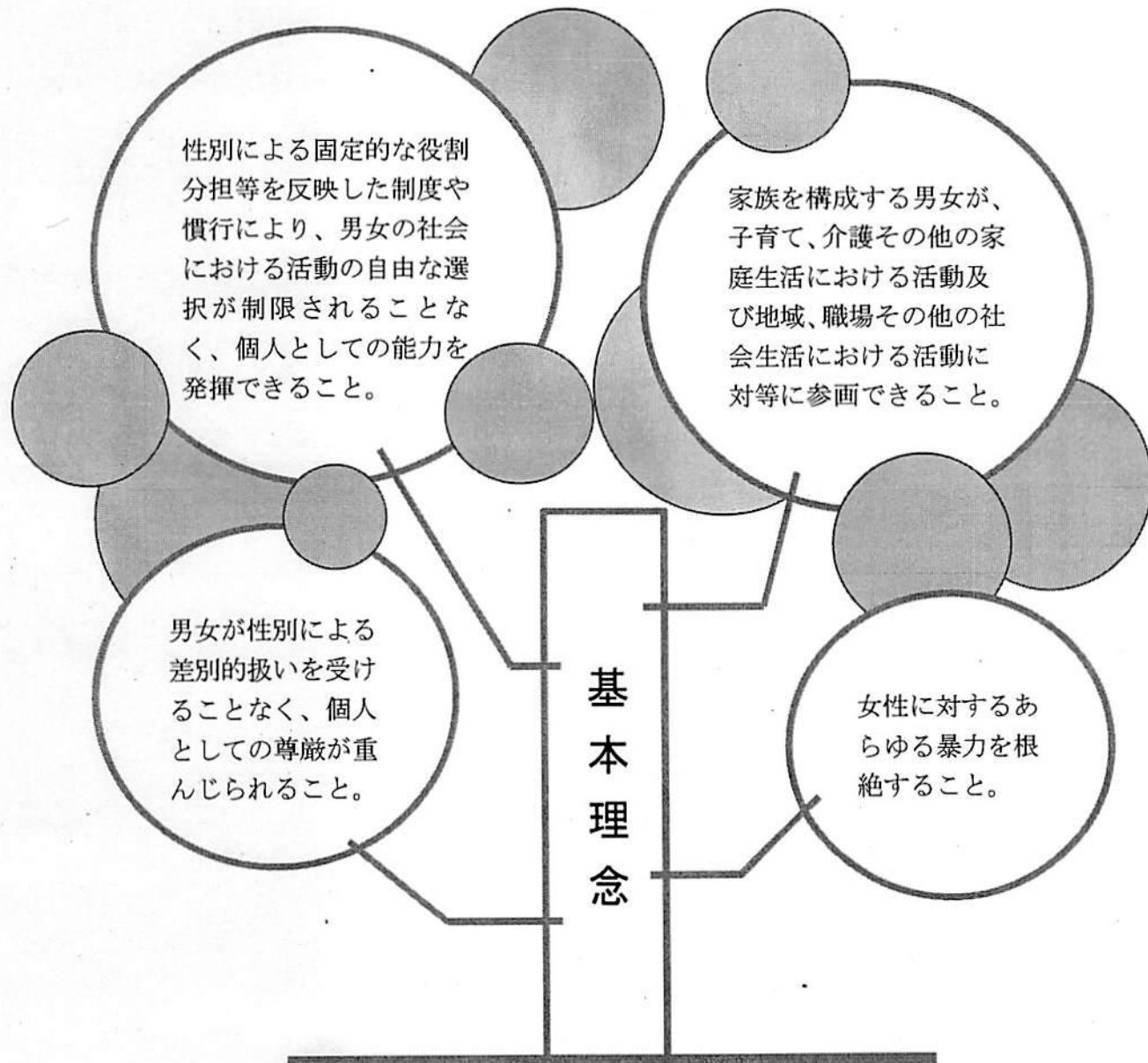


## プランの基本理念

本市の将来像の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を尊重しながら、「みよし市男女共同参画推進条例」に掲げる4つの項目をプランの基本理念とし、男女共同参画の施策を展開していきます。

### 将来像

### みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち



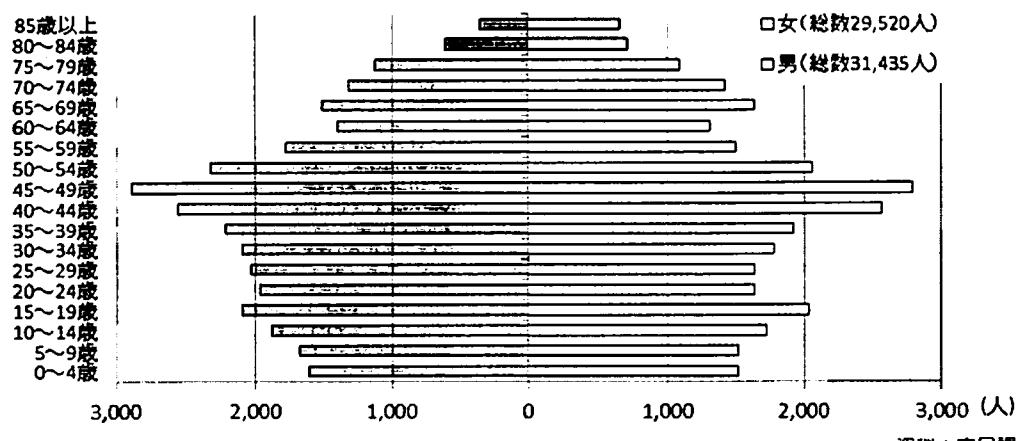
## 第2章

みよし市の男女共同参画を  
めぐる現状と課題

## 1 みよし市の人口状況

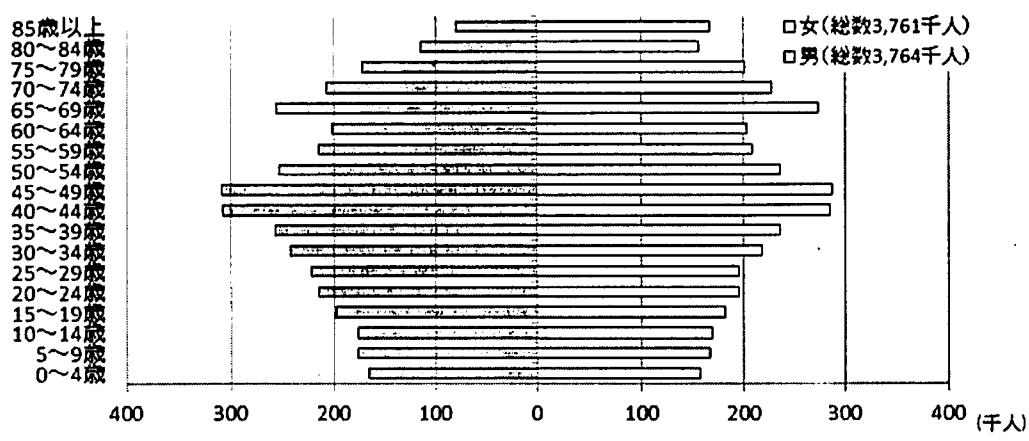
本市の人口をピラミッドで表すと、男女とも40代の割合が高くなっていますが、愛知県のピラミッドの形を見ると少子化、高齢化が進んでおり、全国の人口ピラミッドでは、その傾向がよりいっそう強くなっています。

◆みよし市の人口ピラミッド（平成29年10月1日現在）



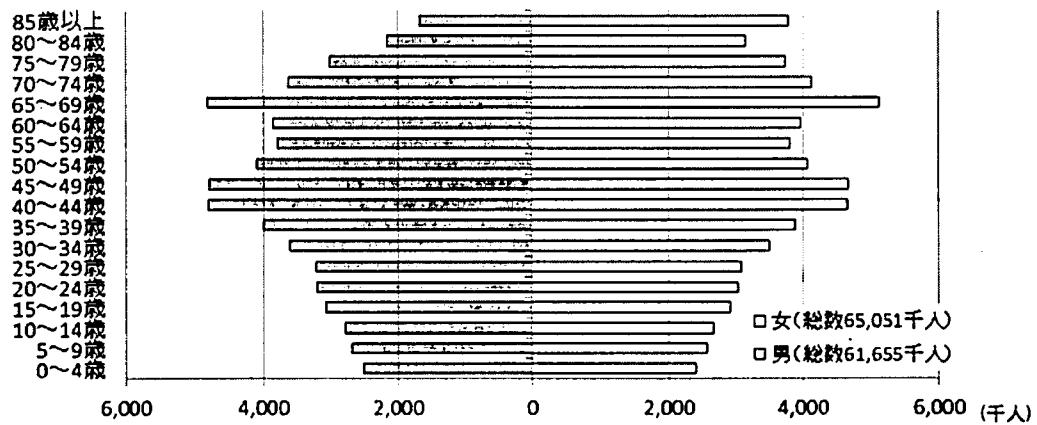
資料：市民課

◆愛知県の人口ピラミッド（平成29年10月1日現在）



資料：人口推計（総務省統計局）

◆全国の人口ピラミッド(総人口)（平成29年10月1日）

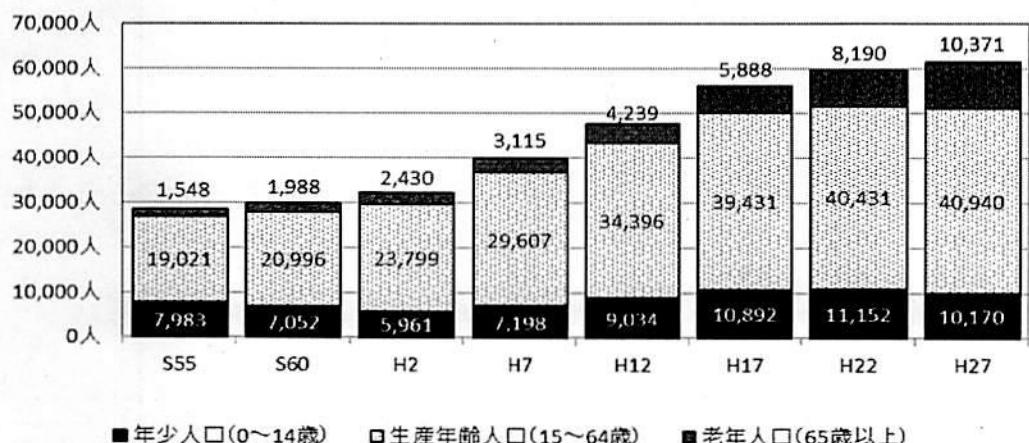


資料：人口推計（総務省統計局）

本市の年齢3区分別人口の推移を見ると、人口は増加しているものの、老人人口（65歳以上の）の割合が年々増えています。

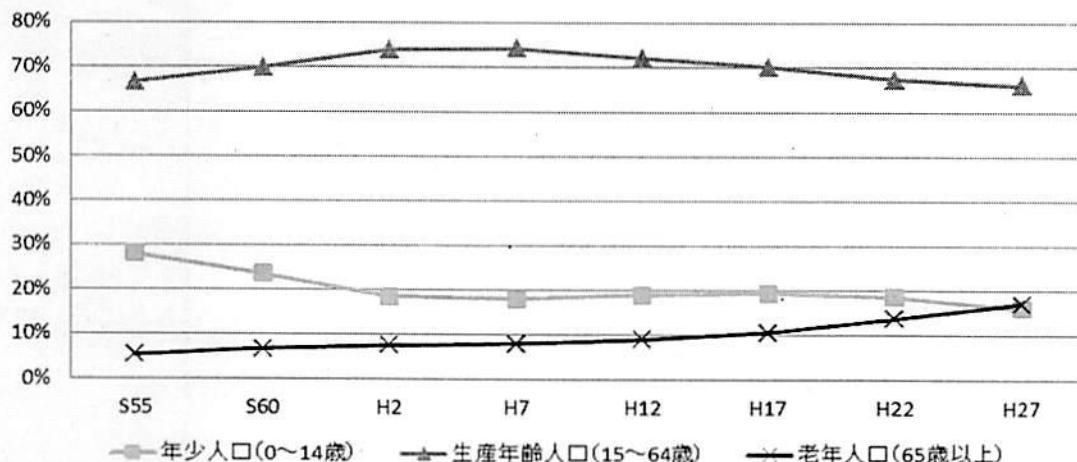
平成27年度の国勢調査結果では、本市の年少人口（0～14歳）よりも老人人口の割合の方が高い結果となりました。

◆みよし市の年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

◆みよし市の年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

現状 1

### 少子高齢化が進行している

本市は愛知県や全国に比べて平均年齢が低く、若いまちではあるが、年齢3区分別人口割合の推移をみると、老人人口（65歳以上）の比率が年々増加しており、生産年齢人口（15～64歳）や年少人口（0～14歳）は減少しています。このことから、全国に比べて緩やかではあるが、本市でも少子高齢化が進行していることがわかります。

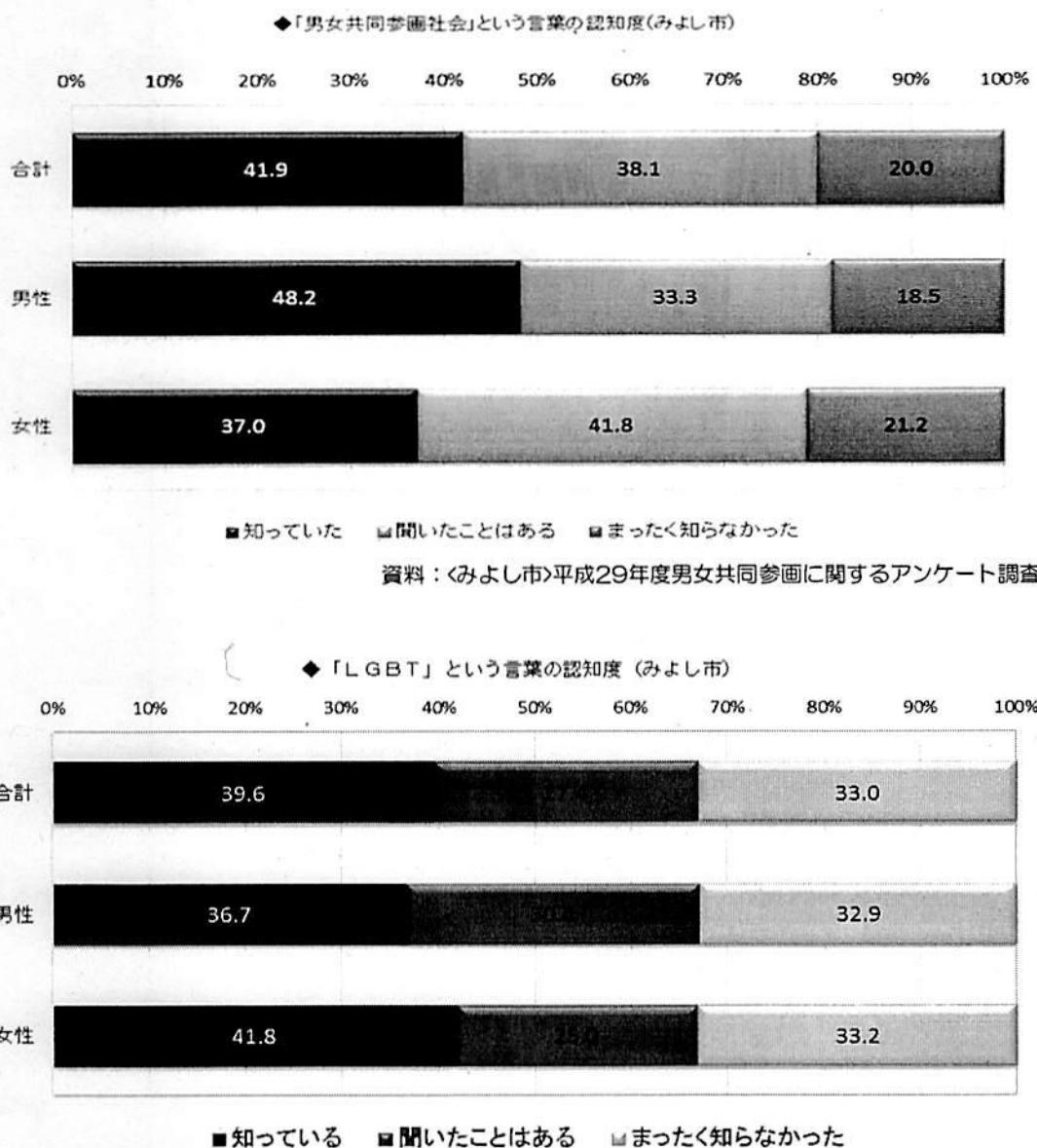
課題

- ・子育て支援の充実
- ・多様な働き方の推進

## 2 男女共同参画社会、性の多様性に関する認知度

「男女共同参画社会」という言葉の認知度（「知っている」及び「聞いたことはある」と回答した人の割合）については、全体で80.0%と高い結果となっています。また、性の多様性に関する質問として、「LGBT」という言葉の認知度を調査したところ、全体で67.0%となりました。

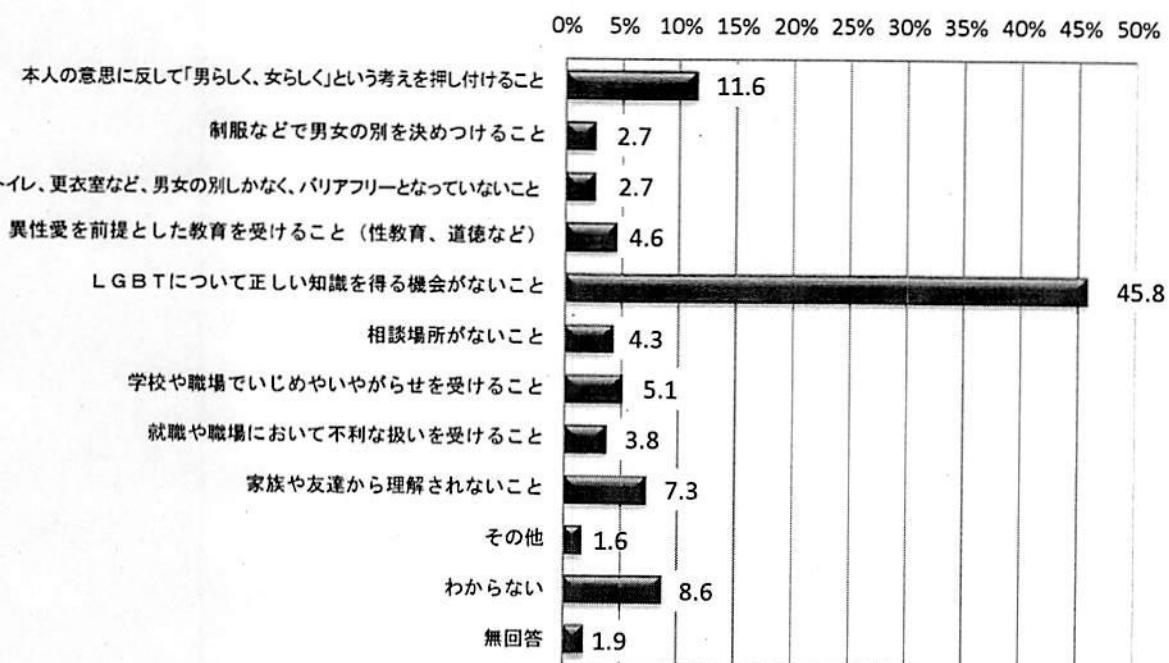
しかし、「男女共同参画社会」、「LGBT」のどちらについても、「知っている」と回答した人が約4割に留まっており、過半数以上の人々は「聞いたことはある」又は「まったく知らなかった」と回答しています。



\*1 LGBT

女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者の総称のひとつ。

◆「L G B T」など性的少数者の人々への理解について、特に課題と思われることはどのようなことか



資料：〈みよし市〉平成29年度男女共同参画に関するアンケート調査

**現状2**

**性の多様性への理解が進んでいない**

「男女共同参画社会」や「L G B T」などの言葉の認知度は高いものの、「聞いたことがある」「まったく知らなかった」と答えた人は5割を超え、内容の理解については浸透していません。また、L G B Tなど性的少数者に対する理解について、知識を得る機会がないことの回答が多い状況です。

**課題**

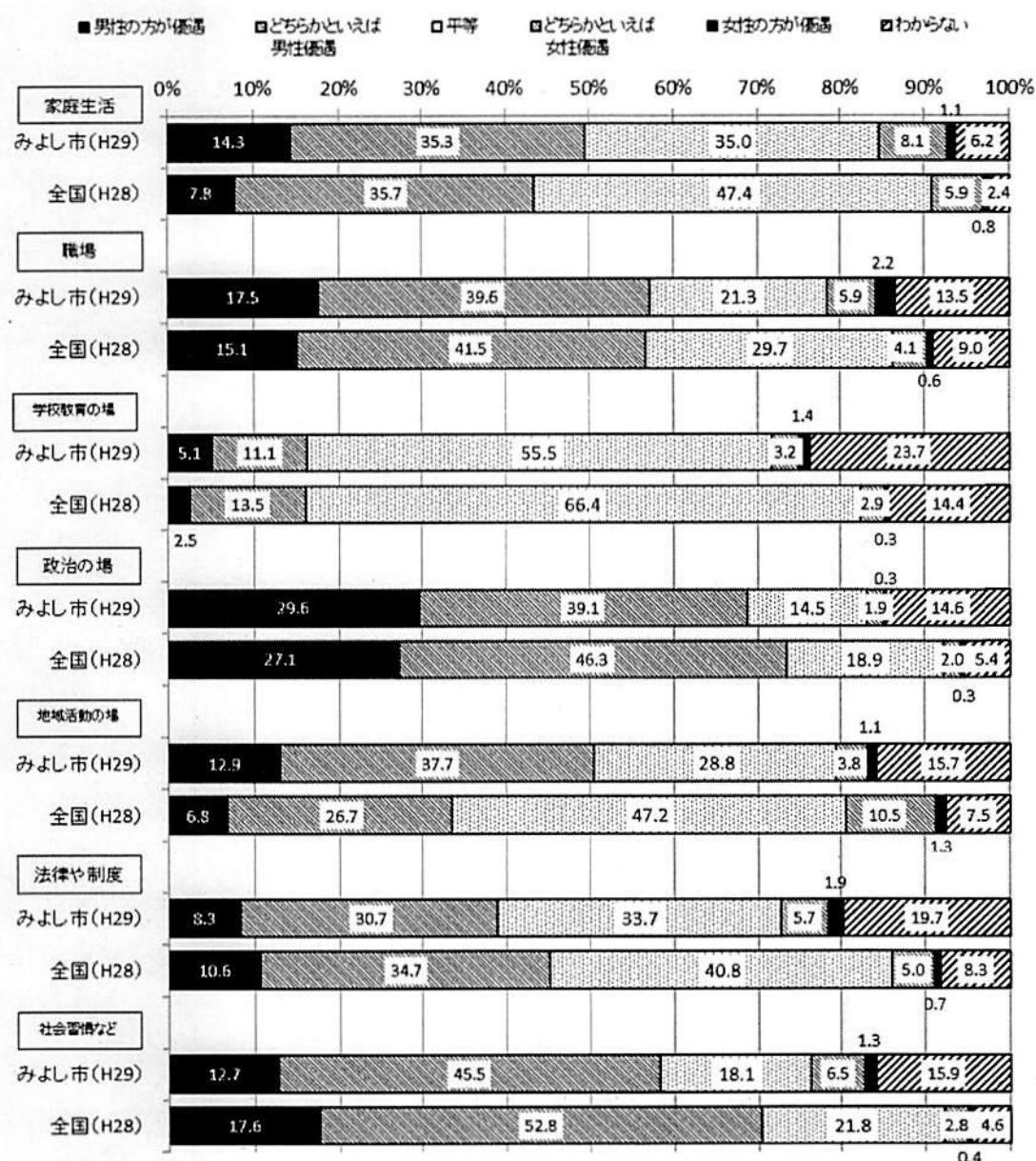
**・性の多様性に関する周知啓発**

### 3 男女共同参画に関する意識

家庭生活、職場など7つの分野について、男女の平等感に関する調査を実施したところ、「平等」と答えた人の割合が全ての分野において、全国調査よりも低い割合となりました。

各分野については、「政治の場」での男女の平等感が14.5%と最も低い結果となり、「学校教育の場」での男女の平等感が55.5%で最も高い結果となりました。

また、「職場」、「政治の場」、「地域活動の場」、「社会習慣など」の4つの分野において、「男性の方が優遇」（「男性の方が優遇されている」及び「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と感じている人が過半数を超える結果となりました。



資料：〈みよし市〉平成29年度男女共同参画に関するアンケート調査  
〈全国〉平成28年度男女共同参画に関する世論調査(内閣府)

現状3

### 男女平等と感じている人が少ない

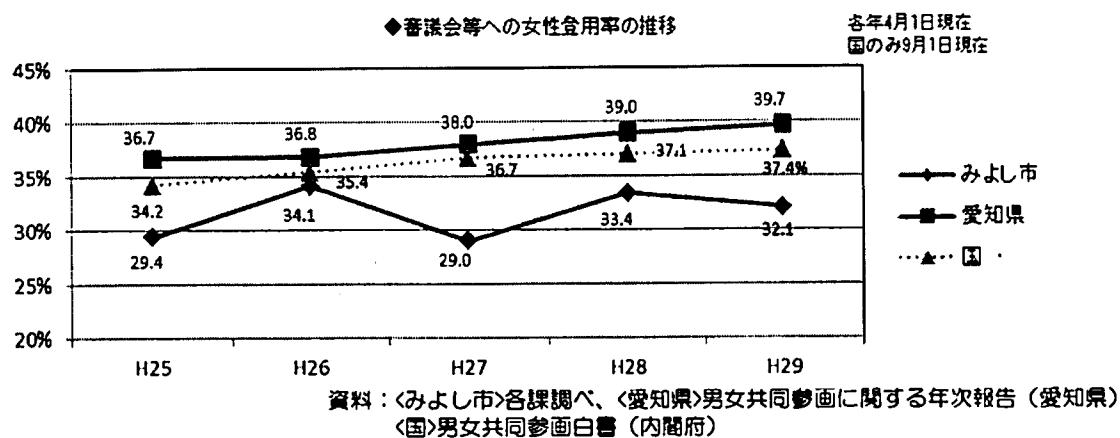
「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「政治の場」「地域活動の場」「法律や制度」「社会習慣など」の調査を行った7つ全ての分野で、男女平等と回答した割合が全国より低い状況です。また、市民の男女共同参画に関する意識において、7つの分野のうち4つの分野で、「男性の方が優遇されている」と回答した人が過半数を超えており、様々な分野で男性の方が優遇されると感じている人が多いことが見受けられます。

課題

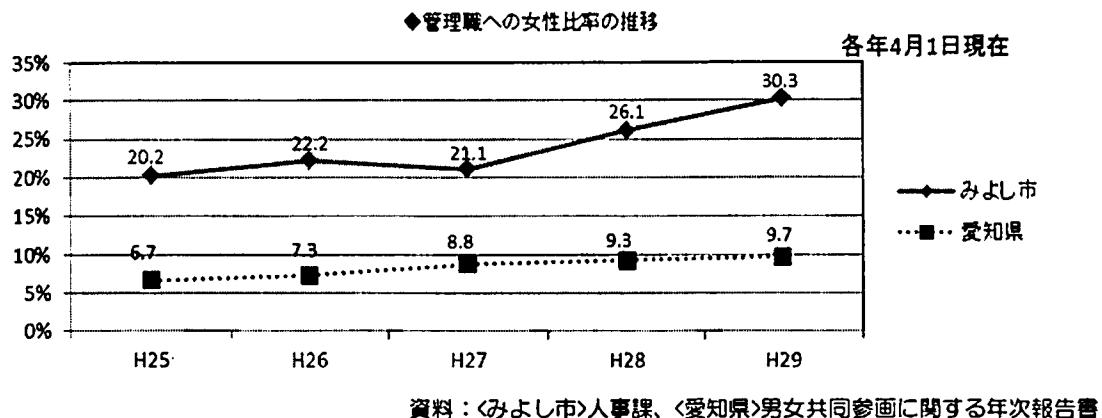
・あらゆる分野における男女共同参画の推進

## 4 女性の参画、就労状況

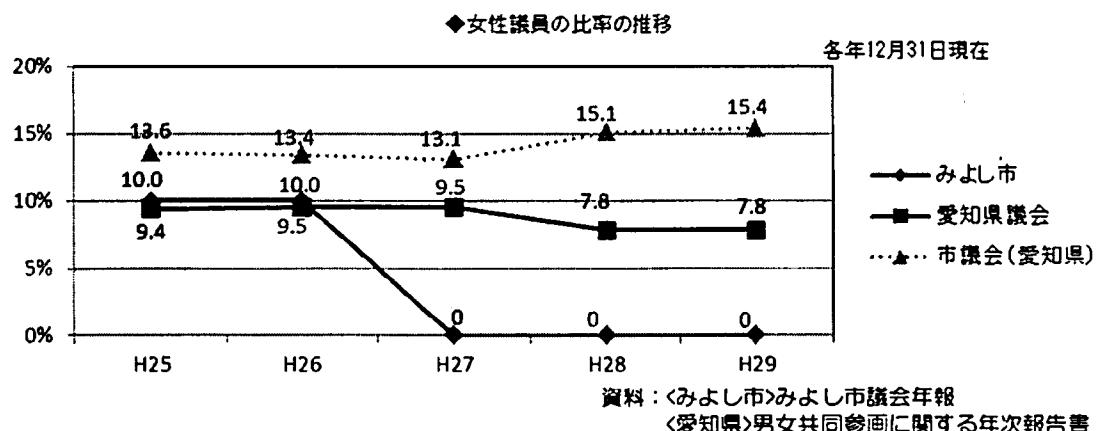
本市における審議会などへの女性登用率は、平成29年4月1日現在32.1%で、国や愛知県の登用率と比較すると低い結果となっています。



本市職員の管理職への女性登用率は、平成25年度に比べて10.1ポイント上昇しており、特に平成27年度以降は大きく上昇しています。

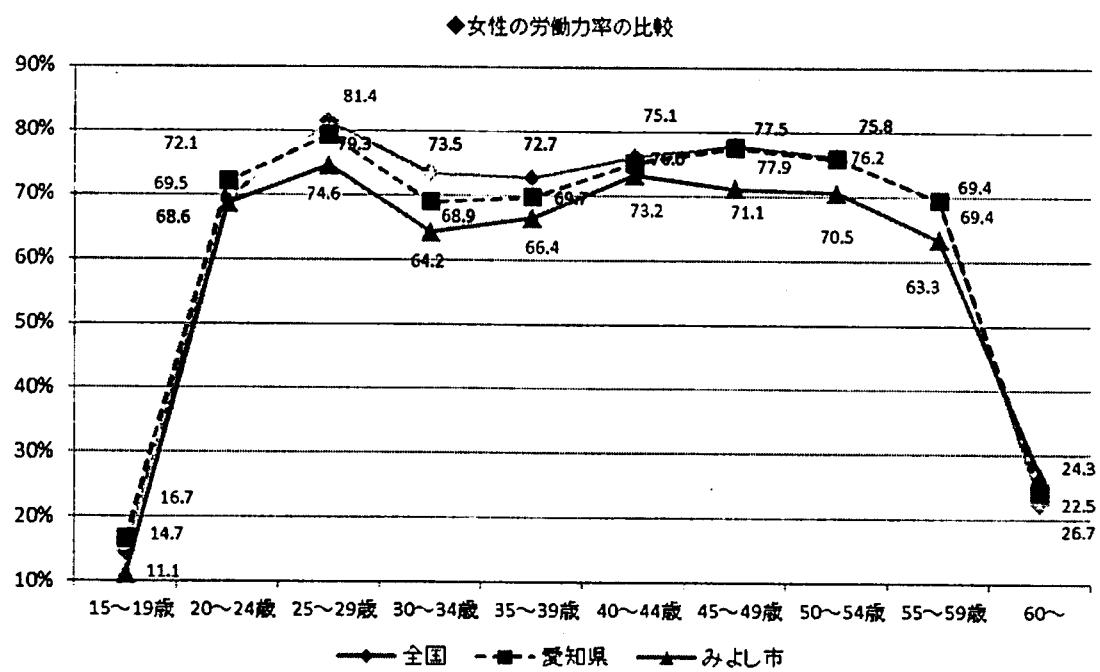
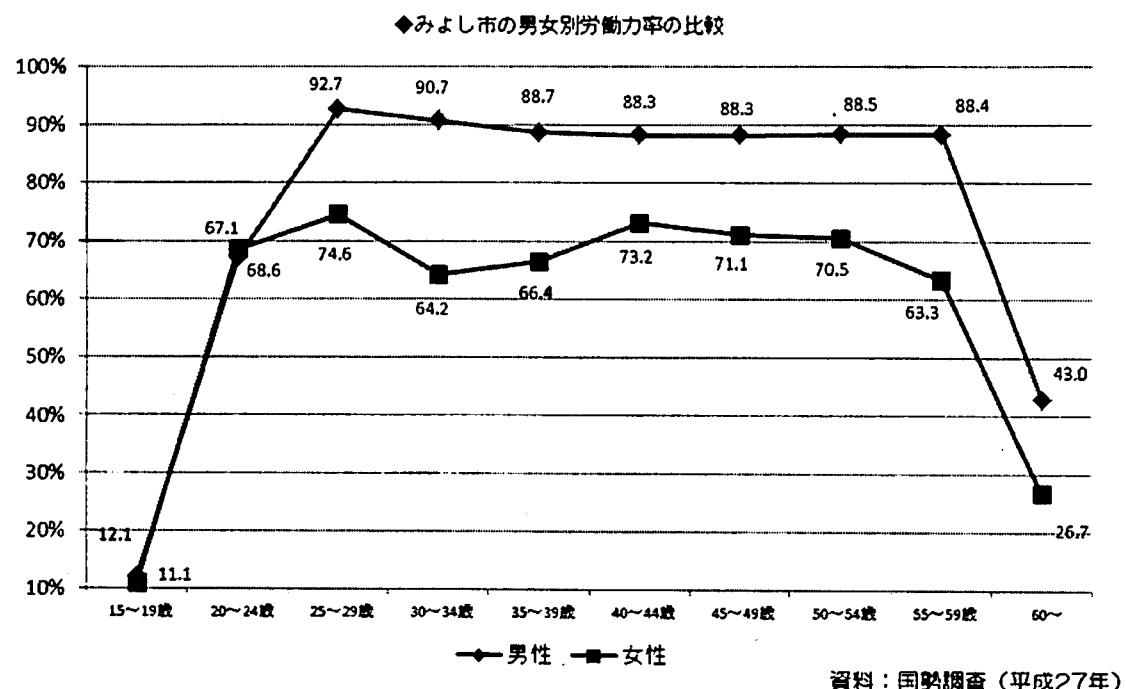


平成29年12月31日現在、みよし市議会議員総数20名のうち、女性議員は0名です。また、愛知県内の市議会議員における女性議員の比率の平均値は15.4%となっています。



女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し再び上昇するという、M字カーブを描くことが知られており、本市においてもM字カーブが見られます。

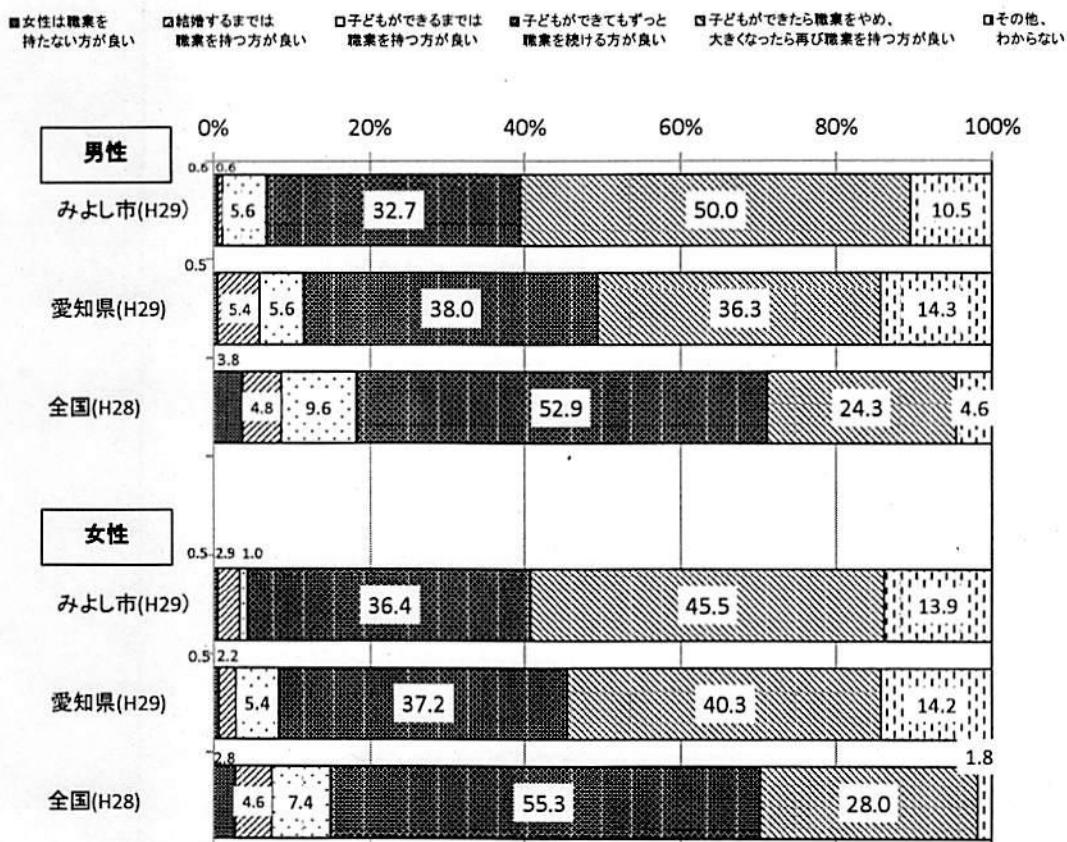
みよし市の女性労働力率は、15歳から59歳にかけて、いずれの年齢区分においても国や県の数値を下回っています。



本市のアンケート調査結果で最も多い回答は男女とも「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」となっており、愛知県や全国よりも高い回答率となっています。

「子どもができるまでもずっと職業を持ち続ける方が良い」という『就労継続』型を支持する人が全国調査では最も多く、男女とも『就労継続』型を支持する割合が過半数を超える結果となっています。

#### ◆女性が職業をもつことについての考え方



資料：<みよし市>平成29年度男女共同参画に関するアンケート調査  
 <愛知県>平成29年度県民意識調査  
 <全国>平成28年度男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

#### 現状 4

#### 女性の就労継続を支持する人が少ない

審議会等への女性の参画状況及び女性の就労状況は、全国と比較すると低い状況です。また、女性が職業を持つことについての調査によると、本市の男性のは半数が子どもができたら一旦職業をやめることを支持しており、「就労継続」型を支持する人が少ないと見受けられます。

#### 課題

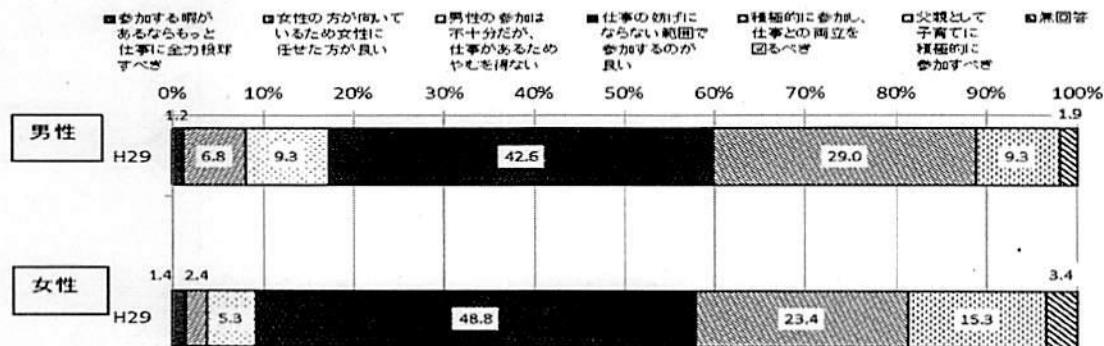
- ・女性の就労継続の環境整備
- ・女性の活躍に関する意識改革

## 5 男性の家事、育児への参加

本市のアンケート調査結果で、男性の家事、育児への参加については、「仕事の妨げにならない範囲で参加するのがよい」と答えた人の割合が男女とも最も高い結果となっています。

また、女性の方が男性の家事・育児への参加について肯定的な意見が多い結果となりました。

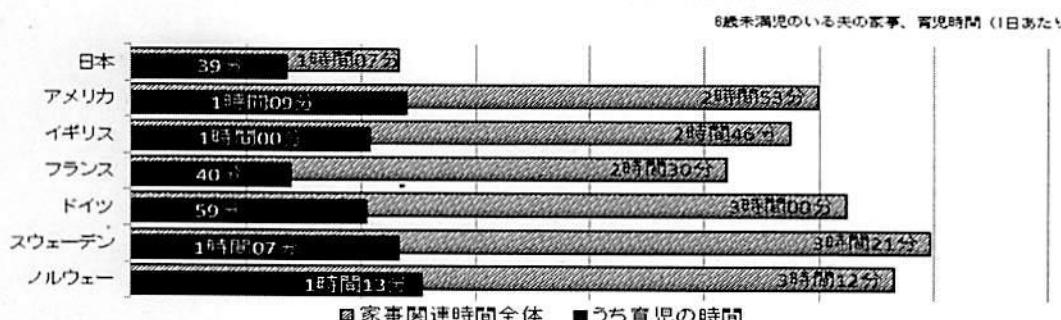
◆男性の家事・育児への参加について（みよし市）



資料：〈みよし市〉平成29年度男女共同参画に関するアンケート

我が国の男性の家事・育児に費やす時間は、世界的に見ても低い水準となっています。

◆6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたりの家事、育児時間の国際比較



資料：〈国〉平成29年度版男女共同参画白書（内閣府）

現状 5

### 固定的性別役割分担意識が残っている

6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたりの家事、育児時間の国際比較より、我が国の男性は家事・育児に参加する時間が世界的にみても低い状況です。

また、男性にもっと家事・育児に参加してほしいと感じている女性が多く、家庭での役割分担が求められています。

#### 課題　・男性の家事、育児への参加の促進

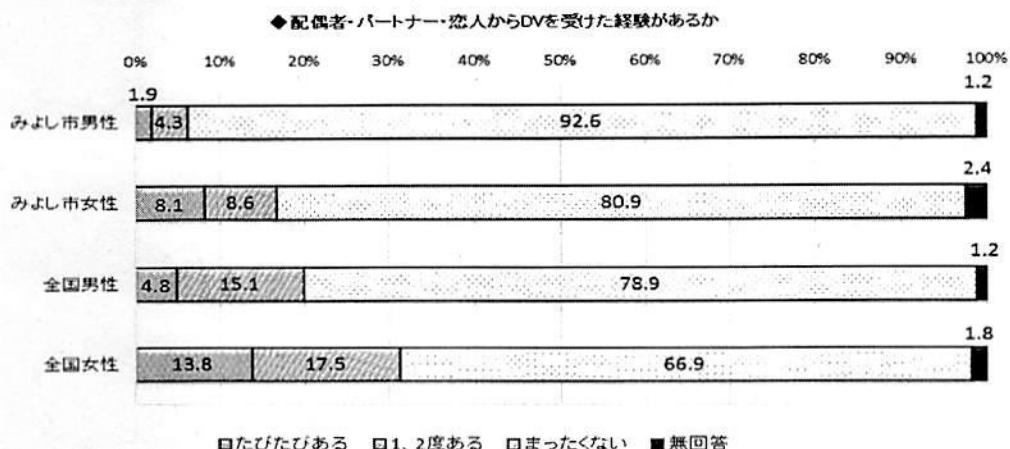
\*2 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

## 6 DV(ドメスティック・バイオレンス)<sup>\*3</sup>の状況

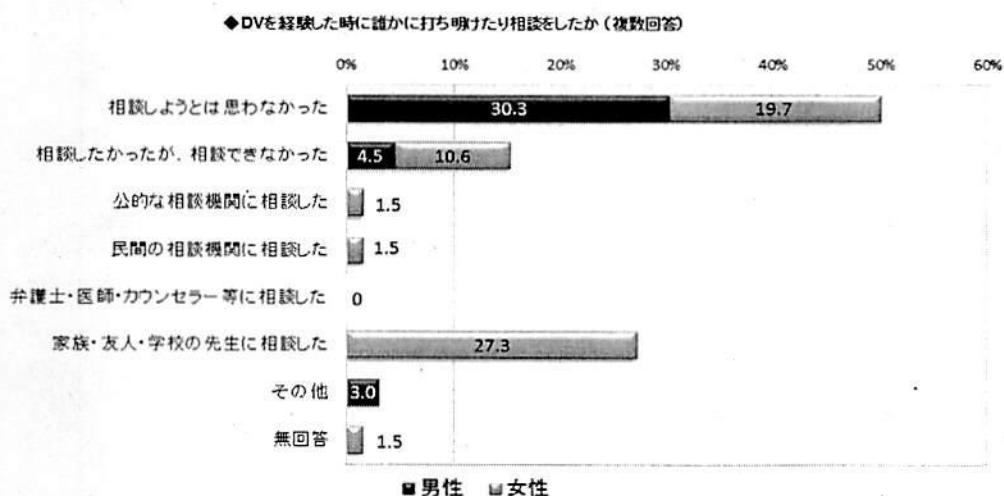
配偶者・パートナー・恋人からのDV被害経験について、ある（「たびたびある」+「1、2度ある」）と回答した人が、男女とも全国と比べて低い結果となりました。



□たびたびある □1、2度ある □まったくない ■無回答

資料：〈みよし市〉平成29年度男女共同参画に関するアンケート調査  
〈国〉平成29年度男女間における暴力に関する調査報告書（内閣府）

DVを経験した時に誰かに打ち明けたり相談をしたかをアンケート調査した結果、「相談しようと思わなかった」と回答した人が50.0%で最も多い回答となりました。



資料：〈みよし市〉平成29年度男女共同参画に関するアンケート調査

<sup>\*3</sup>DV(ドメスティック・バイオレンス)

一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。DVには、いろいろな暴力があります。

<身体的暴力> 殴る 蹤る 刃物などを体に突きつける 髪を引っぱる など

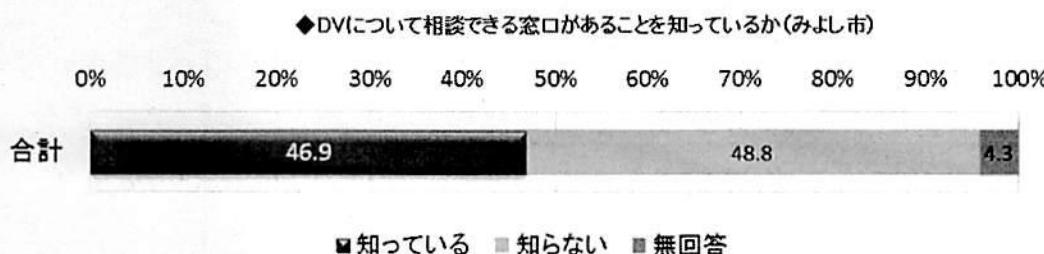
<心理(精神)的暴力> 大声で怒鳴る 無視する おどかす 大切なものを壊す など

<経済的暴力> 生活費を渡さない 女性が働き收入を得ることを妨げる 借金を重ねる など

<性的暴力> 性行為を強要する ポルノ雑誌などを見せる 避妊に協力しない など

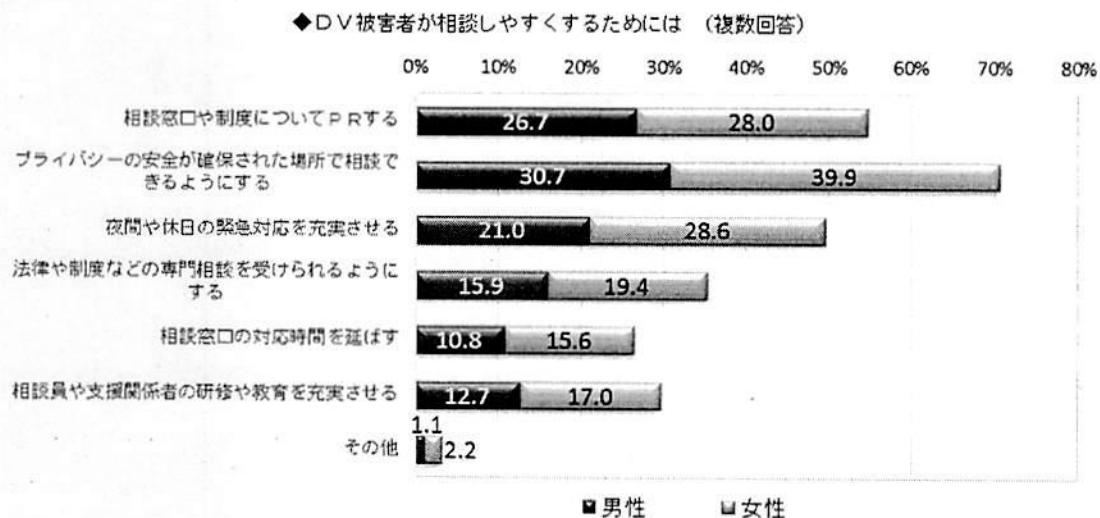
<社会的隔離> 外出や友人ととの付き合いを制限する 電話やメールを細かくチェックする など

DVについて相談できる窓口があることを知っているかどうかをアンケート調査した結果、「知っている」と回答した人の割合は、46.9%であり、「知らない」と回答した人の方が多い結果となりました。



資料：〈みよし市〉平成29年度男女共同参画に関するアンケート調査

DV被害者が相談しやすくするために必要なことについてアンケート調査した結果、「プライバシーの安全が確保された場所で相談できるようにする」が最も多い回答となりました。



資料：〈みよし市〉平成29年度男女共同参画に関するアンケート調査

### 現状 6

### 女性に対する暴力の根絶ができていない

本市におけるDV被害経験は全国に比べて低い数値となっていますが、10人に1人はDV被害の経験がある状況です。DV被害者は暴力を受けた後、5割の人が被害を相談しようと思わなかったと回答し、その理由の1つとして相談窓口があることを知っている人の割合が5割を下回っている状況が原因となっていると考えられます。

#### 課題

- ・あらゆる暴力を根絶するための啓発及び相談制度等の情報提供
- ・DV被害者が相談しやすい体制づくり

「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023」では、「第4次男女共同参画基本計画」（内閣府男女共同参画局）及び「あいち男女共同参画プラン2020」（愛知県）との整合性を図るとともに、本市における男女共同参画をめぐる現状と課題から、下記の5つを本プランの取組みの重点ポイントにしました。

**重点ポイント**

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ○男女の人権の尊重    | ○男女共同参画についての意識向上 |
| ○女性の活躍の推進    | ○男性にとっての男女共同参画   |
| ○女性に対する暴力の根絶 |                  |

また、本プランの基本理念及び取組みの重点ポイントから、プランの基本目標を次の4つに設定しました。

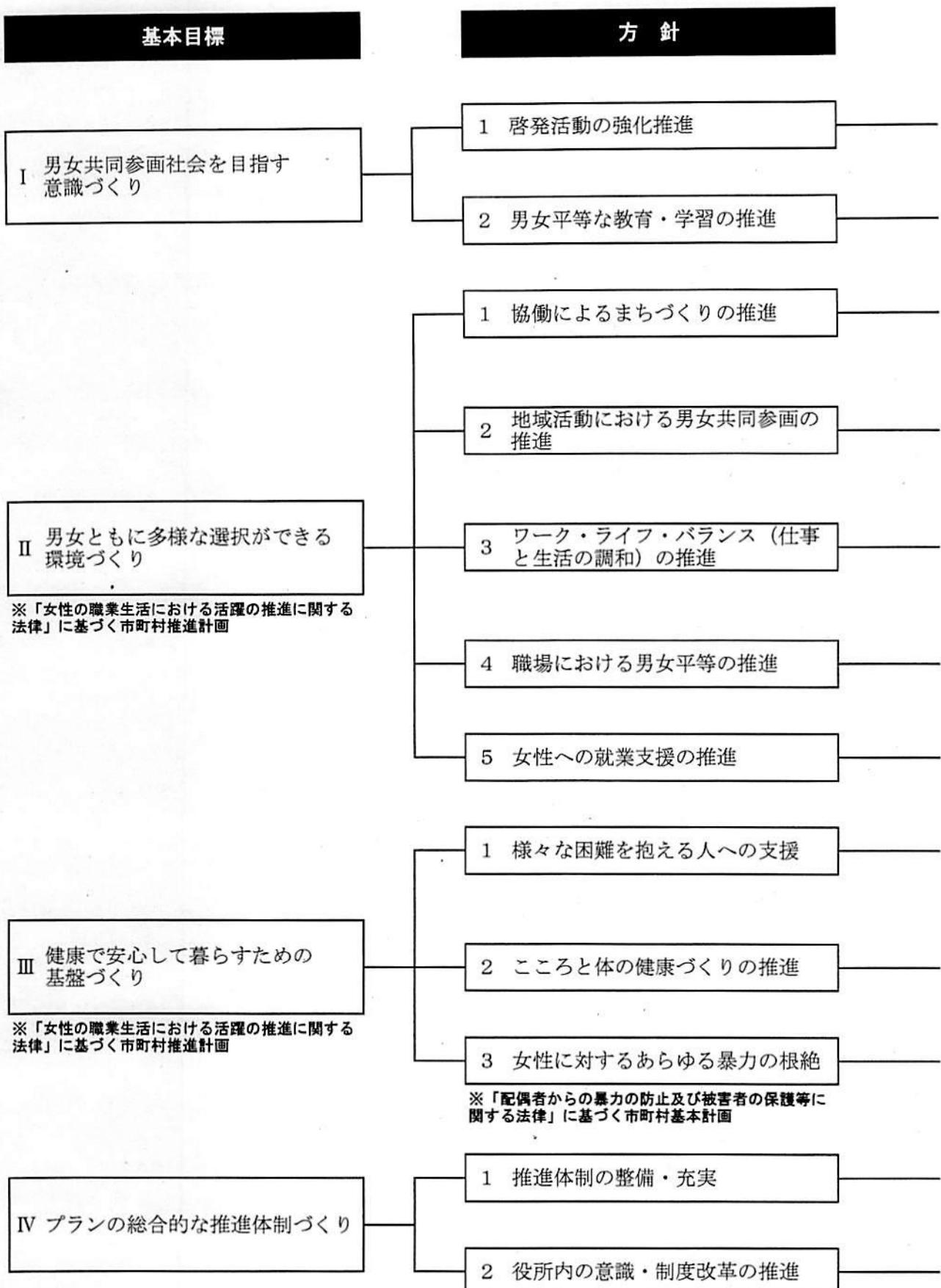
- |                           |
|---------------------------|
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり   |
| 基本目標Ⅱ 男女ともに多様な選択ができる環境づくり |
| 基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らすための基盤づくり  |
| 基本目標Ⅳ プランの総合的な推進体制づくり     |

男女共同参画社会の実現に向けて、基本目標達成を目指し、各施策に取り組んでいきます。

## **第3章**

### **プランの内容**

## プランの体系



## 施策の方向

- ①各種講演会・研修会の開催による啓発
- ②男女共同参画に関する情報の提供
- ③人権の尊重

- ①男女平等の視点にたつ保育・学校教育
- ②男女共同参画に関する学習環境の整備

- ①男女が支えあう地域づくり
- ②施策・方針決定の場への参画
- ③市民活動団体の支援と協働の推進

- ①防災・災害分野における男女共同参画の推進
- ②環境分野における男女共同参画の推進
- ③国際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進

- ①子育て支援の充実
- ②介護支援の充実
- ③男性の家事・育児・介護参加の促進

- ①男女がともに活躍できる職場環境づくり
- ②中小企業等における労働環境の整備
- ③市内企業に対する意識啓発

- ①女性への就業支援の推進

- ①あらゆる家族形態に対応した支援
- ②高齢者や障がい者の自立支援
- ③外国人市民への支援

- ①生涯にわたる健康づくり
- ②子どもの健全育成
- ③母性の保護
- ④各種相談事業の実施

- ①女性に対する暴力を防止する環境づくり
- ②DV等被害者の保護、支援

- ①市民参加によるプランの推進体制の整備

- ①行政運営における男女共同参画社会の視点の反映
- ②職員の意識改革・人材育成

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

男女共同参画社会の基本理念は、男女共同参画社会基本法にも明記されているように、「男女の**人権尊重**」です。

男女共同参画社会を実現するためには、一人一人が互いの人権を尊重しあい、多様な個性を認め合うことが必要です。学校、家庭、地域などのあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きることができるよう、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するための意識づくりを進めます。

### 方針 1 啓発活動の強化推進

「**その人らしさ**」が重視、尊重される真の男女平等社会の実現に向けて、男女平等や男女共同参画社会について、普及と啓発活動を充実させ、男女共同参画の理念の定着を図ります。

#### 施策の方向 ① 各種講演会・研修会による啓発

具体的な施策	具体的な内容	担当課
男女共同参画研修会・講演会の開催	男女共同参画の意識啓発と普及を目指した研修会、講演会を、幅広い年代を対象に開催します。	協働推進課
家庭教育学級の開催	家庭における教育の向上を目指し、多様なテーマ、内容についての講座を開催します。	教育行政課
市民団体などが実施する研修会・講演会の支援	男女共同参画を推進する団体が自主的に開催する、男女共同参画啓発に関する研修会、講演会の支援を行います。	協働推進課

#### 施策の方向 ② 男女共同参画に関する情報の提供

具体的な施策	具体的な内容	担当課
インターネットを活用した情報発信	インターネットを利用し、国、県、他自治体、関係機関の情報収集に努めるとともに、みよし市ホームページにより男女共同参画に関する情報提供と情報発信を行います。	協働推進課

具体的な施策	具体的内容	担当課
「広報みよし」による啓発	広報紙に男女共同参画に関する情報を掲載し、男女共同参画に対する理解を促進します。	広報情報課 協働推進課
チラシなどによる啓発	男女共同参画啓発チラシなどの作成、配布及び他機関が作成したチラシを配布し、市民の男女共同参画に対する理解を促進します。特に小、中、高校生向けのチラシを作成し、若年層への啓発を行います。	協働推進課

### 施策の方向 ③ 人権の尊重

具体的な施策	具体的内容	担当課
メディアにおける女性の人権の確立	行政が発行する刊行物において、人権を尊重した表現に配慮します。また、固定的性別役割分担を連想させる表現や性差別的な表現を使わないように努めます。	全課
人権の尊重及び人権侵害防止についての啓発活動の実施	街頭啓発活動や人権移動教室などの実施により、男女が互いの人権を尊重し合う意識を高めます。	市民課
性の多様性に関する理解促進	性の多様性及び性的マイノリティ <sup>*4</sup> に関する理解の促進に努めます。	協働推進課

#### \*4 性的マイノリティ

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいい、セクシュアルマイノリティ、性的少数者ともいいます。LGBTは、性的マイノリティの総称のひとつで、国連の諸機関においては、SOGI<sup>\*5</sup>という言葉が広く用いられています。

#### \*5 SOGI (ソジ・ソギ／Sexual Orientation and Gender Identity)

性的指向<sup>\*6</sup>と性自認<sup>\*7</sup>の略語。

#### \*6 性的指向 (Sexual Orientation : セクシュアル オリエンテーション)

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

#### \*7 性自認 (Gender Identity : ジェンダー アイデンティティ)

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覺として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることがあります。

## 方針 2 男女平等な教育・学習の推進

男女平等を重視する価値観は、幼少期からのさまざまな教育を通じて培われることから、保育、学校教育、家庭教育環境が重要です。そして男女平等、男女共同参画を踏まえた視点を持って教育、学習を推進するためには、関係者に対する研修も必要です。

### 施策の方向 ① 男女平等の視点にたつ保育・学校教育

具体的な施策	具体的な内容	担当課
男女平等意識を育む 保育の実施	男女平等の意識を幼児期から育む保育を推進します。	子育て支援課
保育関係者に対する 研修の実施	保育士に対する男女平等教育のための研修を実施します。	子育て支援課、
男女平等教育の推進	学校教育の中で、固定的性別役割分担意識に基づいた慣習、慣行が行われることのないよう配慮するとともに、男女の協力、平等についての指導を進めます。	学校教育課
男女混合名簿の活用	市内の保育園、幼稚園及び学校において、男女平等教育に配慮した名簿の活用を推進します。	子育て支援課 学校教育課
キャリア教育 <sup>※8</sup> の推進	職場体験などにより、男女が固定的性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を活かして主体的に進路選択できる力を育みます。	学校教育課
教職員の男女共同参画意識 の向上	男女共同参画に関する研修、セクシュアルハラスメント <sup>※9</sup> やDV(ドメスティック・バイオレンス)に関する研修、性の多様性に関する研修への参加を促し、教職員の男女共同参画に対する意識を高めます。	学校教育課

#### ※8 キャリア教育

児童生徒一人一人のキャリア（個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係付けや価値付けの累積のこと）発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲、態度や能力を育てる教育。端的には、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育のこと。

#### ※9 セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）

組織的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

**施策の方向 ② 男女共同参画に関する学習環境の整備**

具体的な施策	具体的な内容	担当課
図書館資料による 教育、学習活動の充実	男女共同参画に関する図書館資料の充実を図り、自ら情報を収集し、学習することができる機会を充実します。	生涯学習推進課
視聴覚ライブラリーの 充実	男女共同参画の正しい理解と認識を深めることができるように、視聴覚資料の充実を図ります。	生涯学習推進課

## 基本目標Ⅱ 男女ともに多様な選択ができる環境づくり

すべての人が、性別にかかわらず社会、家庭生活及び地域活動など様々な分野において個人の能力が発揮できる環境を整える必要があります。

男女共同参画社会の形成を図っていく上で、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、男性の家庭生活・地域活動への参画、女性の社会での活躍促進は重要となります。

### 方針 1 協働によるまちづくりの推進

男女共同参画社会を実現するためには、地域活動において性別にかかわらない参加協力が不可欠です。自分たちの生きがいづくりから地域課題の解決に向けた取り組みまで、多岐にわたって活動する市民活動団体の活性化やネットワーク化の支援を進めることにより、市民の皆さんのが主導となった男女共同参画社会づくりを目指すとともに、市民活動の支援や情報の提供に努めます。

また、男女があらゆる分野に参画できる環境づくりに努めるとともに、審議会などへの女性の参画を促し、男性も女性も主体的にまちづくりに取り組める土壌を形成していきます。

#### 施策の方向 ① 男女が支えあう地域づくり

具体的な施策	具体的な内容	担当課
コミュニティ活動における 男女共同参画の促進	コミュニティ活動への支援を通して、年齢や性別 を超えたコミュニティ活動の活性化を図ります。	協働推進課
PTA活動への 父親の参加促進	PTA活動の内容や開催日の設定などを考慮し、 母親が中心となりがちなPTA活動への父親参加を 促進します。	教育行政課

#### 施策の方向 ② 施策・方針決定の場への参画

具体的な施策	具体的な内容	担当課
審議会、委員会への 女性の参画促進	市政に市民の意見をバランスよく反映させるた め、委員の選出方法を見直し、各種審議会などに 女性委員の積極的登用を図り、委員の構成に占め る女性の割合の向上に努めます。	各課
	各種審議会などへの女性の登用率を毎年調査 し、各所管課に女性の登用率の向上について働き かけます。	協働推進課
女性の人材開発と育成	各種講座、セミナーの開催を通じて、女性の人 材を開発し、育成に努めます。	協働推進課

**施策の方向 ③ 市民活動団体の支援と協働の推進**

具体的な施策	具体的な内容	担当課
各種団体活動の推進	市民が男女に関わらず、さまざまな形で社会参画できるよう、セミナーの開催や情報提供に努めます。	協働推進課
交流ネットワークづくりへの支援	団体間の情報交換や連携により、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが市民の間で推進されるよう、団体間のネットワークづくりを支援します。	協働推進課

**方針 2 地域活動における男女共同参画の推進**

地域の力による災害時の協力や、在住外国人とのコミュニケーション、環境問題などに、男女共同参画の視点をもって対応することで、性別にかかわりなく一人一人が地域課題の解決に取り組み、まちづくりにかかわる機会を確保することに努めます。

**施策の方向 ① 防災・災害分野における男女共同参画の推進**

具体的な施策	具体的な内容	担当課
女性消防団の育成	安全で安心して住めるまちづくりのため、地域に密着した防火指導や啓発を行い、防火意識の普及を図るために、女性消防団の育成に努めます。	防災安全課
自主防災会の支援	各地域で組織された自主防災会への女性の参画を呼びかけ、地域における自主防災活動の充実を支援します。	防災安全課
防災訓練における女性の参加促進	災害発生時に女性の意見を反映させた避難所運営などがスムーズにできるよう、防災訓練への女性の参加を促します。	防災安全課
男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営	避難所運営マニュアルに基づき、男女がともに安心して過ごせる避難所運営に努めます。	防災安全課

**施策の方向 ② 環境分野における男女共同参画の推進**

具体的施策	具体的内容	担当課
環境分野における 男女共同参画の推進	みよし市環境審議会、みよし市環境美化推進協議会において、環境分野における男女共同参画につながる事業を展開するように努めます。	環境課

**施策の方向 ③ 國際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進**

具体的施策	具体的内容	担当課
国際交流から学ぶ 男女共同参画	外国の文化、習慣、言語などに関する学習を通して、市民が国際的視点から男女共同参画について考える機会を提供します。	生涯学習推進課 秘書課
多文化共生社会の推進	市内在住外国人との交流や生活支援を行う多文化共生ボランティアの育成を通して、多文化共生社会づくりを推進します。	協働推進課
男女共同参画に関する国際的な動向の情報収集、情報発信	男女共同参画に関する国際的な動き、統計などの情報を収集し、市民に発信していきます。	協働推進課

### 方針 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※<sup>10</sup>の推進

仕事と家庭の両立のためには、男女ともに育児や介護休業が取得しやすい環境を整備し、労働時間の短縮を進めることも必要です。

また、仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事や育児、近隣との付き合いなども日常生活に欠かすことができないものであり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざすことが重要です。

#### 施策の方向 ① 子育て支援の充実

具体的な施策	具体的な内容	担当課
保育施策の充実	保護者の就労形態の多様化に対応し、働きながら子どもを育てる男女を支援するため、低年齢児保育、延長保育、障がい児保育などの各種保育施策の充実を図ります。	子育て支援課
民間保育施設への支援	各種の保育需要に対応できるよう、民間保育施設への支援を実施することにより、保育事業の充実を図ります。	子育て支援課
子育て支援センターの運営	子育て総合支援センターに、子育てに関する総合相談窓口、親子で遊べる子育てふれあい広場、子育て援助活動のファミリー・サポート・センター事務局、子育てサークル等が利用できる交流室などの機能により、子育てを総合的に支援します。 また、地区子育て支援センターを、市内5箇所(なかよし、きたよし、みなよし、三好丘、黒笠)に設置し、子育て相談に応じるほか、親子教室や育児講座を実施します。	子育て支援課
親子教室、育児講座の実施	未就園児を持つ家庭の子育てに関する不安をなくし、親同士の交流と情報交換を促進するため、子育て支援センターにおいて、親子教室や育児講座を実施します。	子育て支援課

※<sup>10</sup> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことを言います。女性だけを対象とした育児休業を中心とする両立支援策ではなく、男性の働き方も含めて、生活の質の向上を目指すものです。

具体的施策	具体的内容	担当課
子育て援助活動の実施	主に共働き家庭や保護者の病気、急用により、児童の預かりを希望する依頼会員に対して、ファミリー・サポート・センターでは、児童の預かり可能な援助会員をコーディネートし、地域で子育てを支援します。	子育て支援課
子育てふれあい広場の設置	未就学児とその親などが気軽に立ち寄ることができ、遊びや情報交換、子育て相談ができる場所として、親と子でふれあえる広場を設置し、運営します。	子育て支援課
育児・児童相談の充実	子育てをしていく上での悩みや不安についての相談活動を実施し、子育てに関する不安の解消に努めます。	子育て支援課
子ども医療費の支援	子育て支援対策の一環として、子どもに係る医療費の経済的負担を軽減することにより、安心して必要な医療を受けられるように努めます。	保険年金課

#### 施策の方向 ② 介護支援の充実

具体的施策	具体的内容	担当課
家族介護交流事業の実施	介護者の負担を軽減するよう、介護に関する情報提供とともに、介護者のリフレッシュを図るために交流事業を実施します。	長寿介護課
連絡相談体制の整備	地域包括支援センターを中心として、高齢者や介護に関する連絡、相談体制の充実を図ります。	長寿介護課
介護サービスなどに関する情報の提供	介護保険制度、高齢者福祉サービス、障がい者福祉サービスに関する必要な情報の提供に努めます。	福祉課 長寿介護課
訪問介護の充実	日常生活を営む上で、身体的支障が生じた場合などの支援の充実を図ります。	福祉課 長寿介護課

### 施策の方向 ③ 男性の家事・育児・介護参加の促進

具体的施策	具体的内容	担当課
父親参加型イベントの実施	父親の家事や子育てへの参加を促し、男女が協力して家事や育児に参画できる体制の構築をめざし、講座、イベントを実施します。	子育て支援課 協働推進課
妊婦及び夫に対する教育	子どもを育てる男女を対象に、子育てに関する学習機会の充実に努め、男女が協力して育児に参画できるように意識改革を図ります。	健康推進課 (保健センター)
男性の介護参加の促進	女性が抱え込みがちな介護負担の軽減のため、家族介護者支援事業などへの男性の参加を促します。	長寿介護課

### 方針 4 職場における男女平等の推進

「男女雇用機会均等法」の基本理念により、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現し、多様な働き方が確保されることによって、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能となります。

性別による職場差別を取り除き、対等な立場で働く職場環境を整備する必要があります。

### 施策の方向 ① 男女がともに活躍できる職場環境づくり

具体的施策	具体的内容	担当課
就労形態、勤務形態の見直しの推進	男女がともに働きながら、家族的責任や地域活動が担えるように労働時間の短縮やフレックス勤務など、新しい就業形態に向けての啓発を行います。	産業課
男女雇用機会均等法の周知徹底	関係機関との連携により旨の周知を図り、市内企業における男女の雇用機会の均等を図るよう啓発を行います。	産業課
職場における男女平等	職場における男女平等促進及び人権を侵害するセクシュアルハラスメントや性別による職場差別を取り除き、対等な立場で働く職場環境が整備されるよう啓発活動を推進します。	産業課 人事課
育児休業など取得促進の啓発	男性も女性も育児休業などが取得しやすい環境づくりに向け、啓発紙などの配布を通じて企業などへの周知を図ります。	産業課 人事課

**施策の方向 ② 中小企業等における労働環境の整備**

具体的な施策	具体的な内容	担当課
農業の 家族経営協定 <sup>*11</sup> の推進	農業に従事する女性の地位向上のため「家族経営協定制度」の普及を促進し、農業経営における女性の位置づけを明確にします。	産業課
商工業などに携わる 女性への支援	行政機関及び各種企業からの情報提供及び支援制度をPRし、起業する女性や事業を営む女性に対して、多様な情報提供に努めます。	産業課

**施策の方向 ③ 市内企業に対する意識啓発**

具体的な施策	具体的な内容	担当課
商工会、工業経済会との連携による意識啓発活動	各種法令に基づいて、働く女性の労働環境や雇用条件の厳守に努めるよう、商工会や工業経済会を通じ市内企業の経営者への啓発に努めます。	産業課
ファミリー・フレンドリー企業 <sup>*12</sup> の普及促進	働く人たちの仕事と家庭を支援する福利厚生制度の充実したファミリー・フレンドリー企業の紹介とともに、助成制度の紹介を行うことで、ファミリー・フレンドリー企業の普及、促進に努めます。	産業課
女性の活躍促進宣言 <sup>*13</sup> 及びあいち女性輝き カンパニー <sup>*14</sup> の普及促進	愛知県が実施している女性の活躍促進宣言及びあいち女性輝きカンパニーの制度内容を市内企業へ周知啓発し、企業の女性の活躍に対する取組みを促進します。	産業課

**\*11 家族経営協定**

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためにには、経営内において家族ひとりひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に發揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

**\*12 ファミリー・フレンドリー企業**

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行なう企業のことです。

**\*13 女性の活躍促進宣言**

愛知県が実施している事業で、県内の企業・事業者・団体の組織トップ自らの女性の活躍促進に関する意識表明を募集し、宣言した企業を愛知県がホームページ等でPRします。

**\*14 あいち女性輝きカンパニー**

県内に本社または事業所を置く企業・団体等を対象に、女性の活躍促進に向けて取組みを行なっている企業等を「あいち女性輝きカンパニー」として愛知県が認証する制度のことです。

## 方針 5 女性への就業支援の推進

男女がその個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するためには、女性の就労継続や子育てや介護などにより離職した女性の再就職への支援が必要となります。

働いている女性への相談の実施や女性の再就職を支援するための情報提供、能力開発の機会を提供し、女性の活躍を推進していきます。

### 施策の方向 ① 女性への就業支援の推進

具体的な施策	具体的な内容	担当課
再就職支援セミナーなどの講座の開催	県やハローワークなど関係機関と連携し、再就職を希望する女性のためのセミナー開催に努め、再就職支援講座の充実を図ります。	産業課
技術取得講座の開催	生涯学習講座などの開催により、職業技術向上を促し、女性の活躍を支援します。	生涯学習推進課
就労に関する相談窓口の充実	これから働く女性や子育てや介護等と両立しながら働き続ける女性(パートタイム含む)などの就労に関する多様な相談に対応できるよう、相談窓口の充実に努めます。	産業課

### 基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らすための基盤づくり

高齢化や少子化の進行、ひとり親世帯の増加など、社会の変化を背景に様々な困難を抱える人々が増加しています。誰もが健康で、自立し、安心して暮らせるよう、個人の置かれた状況に配慮した支援をしていきます。

#### 方針 1 様々な困難を抱える人への支援

ひとり親家庭であること、高齢であること、障がいがあること、外国人であることなどを理由に社会への参画が妨げられることなく、誰もが自立できる社会を目指して幅広い支援環境を整えることが重要です。

##### 施策の方向 ① あらゆる家族形態に対応した支援

具体的施策	具体的内容	担当課
ひとり親家庭などにおける 福祉サービスの充実及び 相談事業の拡大	児童を養育している家庭の安定と児童の健全育成のため、児童養育手当の充実を推進するとともに、ひとり親家庭などの生活の安定と向上を図るための相談事業などの充実を図ります。	福祉課 子育て支援課 都市計画課
手当への支給や 医療費の助成	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、諸手当の支給や医療費助成を推進します。	子育て支援課 保険年金課

##### 施策の方向 ② 高齢者や障がい者の自立支援

具体的施策	具体的内容	担当課
ひとにやさしいまちづくり	道路のバリアフリー化に努め、高齢者や障がい者の移動の利便性を図ります。	都市計画課 道路河川課
市営住宅の高齢者、 障がい者支援	自立への妨げとなる障壁を取り除くために、バリアフリー化を推進するなど、誰もが安全で安心できる住宅環境整備を推進します。	都市計画課
障がい者、高齢者の住宅 環境の整備	障がい者、要支援・要介護認定を受けている者の居住する住宅の段差解消や手すりの設置など、住宅改善に要する費用の一部を助成し、障がい者などの自立支援を図ります。	福祉課 長寿介護課
福祉サービスなどの 情報提供	障がい者福祉制度、高齢者福祉制度、児童福祉制度など各種福祉サービスなどの情報提供を充実します。	福祉課 長寿介護課

具体的施策	具体的内容	担当課
福祉総合相談センターの設置	障がい者と高齢者の相談窓口を一本化し設置した「福祉総合相談センター」において、様々な相談に対応し、必要に応じた支援に努めます。	福祉課 長寿介護課

#### 施策の方向 ③ 外国人市民への支援

具体的施策	具体的内容	担当課
多言語による生活情報の提供	育児や医療をはじめとする生活関連情報を多言語で提供し、市内在住外国人の生活を支援します。	各課
外国人相談窓口の設置	窓口に通訳を配置し、外国人の諸手続きのサポートや相談への対応をすることで、外国人の抱える問題の解消に努めます。	市民課 子育て支援課 納税課
生活支援に関する情報提供	他機関の外国人相談窓口の情報や、生活を支援する制度の情報を収集し、外国人の生活支援に関する情報を提供します。	協働推進課

#### 方針 2 こころと体の健康づくりの推進

誰もが心身とも健やかに暮らせるよう、様々な家族形態やライフスタイルに対応した健康管理に関する啓発や健康づくり施策を推進します。

また、性の尊厳についての認識を浸透させるとともに、女性の自立、妊娠、出産の自己決定権などについて考える機会を提供していきます。

#### 施策の方向 ① 生涯にわたる健康づくり

具体的施策	具体的内容	担当課
健康づくり事業の推進	市民が、生涯にわたって健康に暮らせるように、保健推進事業(母子保健事業、予防接種事業、健康増進事業)、地域支援事業(介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、認知症総合支援事業など)を推進し、男女とも健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指します。	健康推進課 (保健センター) 長寿介護課 管理課 (市民病院)
健康に関する情報提供の充実	市の広報紙、ホームページなどを活用して、市民の健康保持や増進及び病院の概要などの情報を発信し、健康管理意識を高めます。	健康推進課 (保健センター) 管理課 (市民病院)

具体的施策	具体的内容	担当課
こころの健康づくりの実施	男女が心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、「こころの健康講演会」を開催し、周知啓発に努めます。	健康推進課 (保健センター)
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ <sup>*15</sup> に関する意識の啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識が浸透するよう、教育、啓発、普及を行います。	健康推進課 (保健センター)

#### 施策の方向 ② 子どもの健全育成

具体的施策	具体的内容	担当課
子どもの虐待防止の啓発	子ども相談事業、母子保健事業などを通して、子どもの虐待防止の啓発活動に努め、子どもの虐待防止のための相談窓口を設置します。	子育て支援課 健康推進課 (保健センター)
児童の健全育成	児童館や公園などにおいて、よりよい遊び場の整備と提供を行うとともに、健全で規律正しい生活姿勢を身につけさせる各種講座や行事を実施し、児童の健全育成に努めます。	子育て支援課 公園緑地課
青少年の健全育成	家庭教育の情報提供及び地域全体で、子どもを守り育てる気運を高めるための啓発活動を推進し、青少年の健全な育成に努めます。	教育行政課 子育て支援課

#### 施策の方向 ③ 母性の保護

具体的施策	具体的内容	担当課
母子保健の充実	母性や父性の育成を支援し、健康診査、教育、相談事業などの母子保健事業の充実により、健全な発育、発達を支援し、母子の健康づくりに努めます。	健康推進課 (保健センター)

\*15 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において国際的承認を得た考え方で、女性の人権の重要な一つとして認識されています。いつ何人子どもを産むか産まないかなどについて、当事者である女性が選択し、自ら決定する権利のことと言います。

**施策の方向 ④ 各種相談事業の実施**

具体的施策	具体的内容	担当課
各種相談事業の実施	各種相談事業を推進し、相談窓口の連携を図りながら、あらゆる相談に迅速に対応できるように努めます。また、女性が相談しやすいよう、女性の相談員の配置について考慮していきます。	各課
女性相談窓口の充実	女性特有の悩みに対処できるよう、女性の悩みごと相談事業を充実します。	協働推進課

**方針 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶**

セクシュアルハラスメント、DV（ドメスティック・バイオレンス）など、女性の人権を侵害する暴力は、社会全体で解決すべき重要な課題であり、厳正に対処していく必要があります。

女性に対する暴力を容認しない社会環境を築くための啓発を進めるとともに、DV等被害者への迅速な対応ができるよう、市役所内の連携を図り支援体制を確立します。

**施策の方向 ① 女性に対する暴力を防止する環境づくり**

具体的施策	具体的内容	担当課
DVなどの防止に関する啓発	DVなどに関して、市民が正しい認識を持つことができるよう、市の広報紙、ホームページ及びチラシによる啓発に努めます。	協働推進課
DVなどの相談体制の整備	相談窓口の周知に努めるとともに、庁内での連絡会議を実施し、関係各課との連携を強め相談体制を充実します。	協働推進課

**施策の方向 ② DV等被害者の保護、支援**

具体的施策	具体的内容	担当課
DV等被害者への迅速な対応	県や警察などの他機関及び庁内関係課と連携をとりながら、DV等被害者の一時保護など迅速に対応していきます。	各課
DV等被害者の自立支援	関係機関、関係各課との連携の中で、DV等被害者の自立に向けた支援をしていきます。	各課

## 基本目標IV プランの総合的な推進体制づくり

本市がめざす男女共同参画社会の実現のためには、本プランを総合的、計画的に推進することが重要であり、その進捗状況を把握していかなければなりません。

また、プランの施策に限らず、本市の各種計画・施策についても、男女共同参画の視点を踏まえたものであることが必要です。

### 方針 1 推進体制の整備・充実

男女共同参画社会は、行政だけで実現できるものではありません。市、市民、事業者及び教育関係者が男女共同参画に対する考え方を共通認識として持ち、一体となって取り組むことが必要です。

#### 施策の方向 ① 市民参加によるプランの推進体制の整備

具体的施策	具体的内容	担当課
市民と一体となった プランの推進体制の整備	市民の皆さんと協働で、プランを推進するための方 法を検討します。	協働推進課
プラン推進の 進捗状況の管理	年度ごとにプランの進捗状況管理を行うとともに、評 価と検討を重ね、実効性の高いプランの推進に努めま す。	協働推進課

### 方針 2 役所内の意識・制度改革の推進

国、県、他市町村、関係機関との連携を強化し情報交換を行う中で、プランを総合的に推進していきます。

#### 施策の方向 ① 行政運営における男女共同参画社会の視点の反映

具体的施策	具体的内容	担当課
各種計画、施策の 見直し	各種計画や施策を策定や改訂する場合及び行事計 画時には、男女共同参画の視点を取り入れます。	全課

**施策の方向 ② 職員の意識改革・人材育成**

具体的な施策	具体的な内容	担当課
意識啓発と 人材育成のための 職員研修	<p>男女共同参画の意識啓発と資質向上を目指し、国や県等関係機関などが主催するさまざまな研修への職員の派遣・参加を促進します。</p> <p>人材育成基本方針に基づき、性別によらない職員の育成を進めます。</p> <p>また、市役所内における男女共同参画の実現のため、男女共同参画推進に係る研修を開催し、職員の意識啓発に努めます。</p>	人事課 協働推進課
政策決定の場への 女性参画	職員の意識改革を行うとともに、政策決定の場への女性職員の参画や、管理職への登用を推進します。	人事課
性別によらない 職務配分	性別に偏りのない組織づくりと、職員の能力に応じた配置を推進します。	人事課
女性職員の活躍の推進	女性職員を始め全職員が意欲をもって働く環境を形成するため、職業生活と家庭生活の両立支援に取り組みます。	人事課

## **第4章**

### **數值目標**

## 数値目標

本プランの取り組みを進めていく上で、本市の男女共同参画がどのように変わったかが具体的にわかるように、数値目標を掲げ達成度を確認していきます。

数値目標は、重点目標と成果目標をそれぞれ設定し、目標年次は、本プランの推進期間の最終年度である★★5年度（2023年度）までとします。

重点目標は、男女の地位に関する意識を指標とし、成果目標は、基本目標ごとの施策の進捗状況と成果の把握を行います。成果目標の達成度を毎年度評価及び検討し、男女共同参画に関する施策の内容を改良していくことで、重点目標の達成へつなげていきます。

### 重点目標

指 標	数 値		
	前 回 平成 25 年度 (2013 年度)	現 状 平成 29 年度 (2017 年度)	目 標 ★★5 年度 (2023 年度)
<strong>男女の地位に関する意識について</strong>			
①「男女共同参画社会」の認知度	76.6%	80.0%	85%
②家庭生活での男女の平等感	32.8%	35.0%	40%
③職場での男女の平等感	21.8%	21.3%	25%
④学校教育の場での男女の平等感	57.6%	55.5%	65%
⑤政治の場での男女の平等感	16.3%	14.5%	20%
⑥地域活動の場での男女の平等感	28.4%	28.8%	35%
⑦法律や制度の面での男女の平等感	33.1%	33.7%	40%
⑧社会習慣の面での男女の平等感	16.8%	18.1%	20%
「前回数値」は、平成 25 年 5 月 24 日から 6 月 12 日までの期間で、市内在住の 16 歳以上の男女それぞれ 500 人、合計 1,000 人を無作為に抽出し、男女共同参画の意識調査を実施した結果で、それぞれの質問に対して「平等である」と答えた人の割合です。			
「現状数値」は、平成 29 年 11 月 15 日から 12 月 15 日までの期間で、市内在住の 16 歳以上の男女それぞれ 500 人、合計 1,000 人を無作為に抽出し、男女共同参画の意識調査を実施した結果で、それぞれの質問に対して「平等である」と答えた人の割合です。			
「目標数値」は、内閣府が平成 28 年 10 月に行った男女共同参画社会に関する世論調査の結果を目標として、このプランの推進期間の最終年度（★★5年度）に同様の意識調査を実施する場合に目標とする数値です。			

## 成果目標

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

指 標	数 値		担当課
	現 状 平成 29 年度 (2017 年度)	目 標 ★★ 5 年度 (2023 年度)	
市民を対象とした男女共同参画に関する研修会、講演会の開催数	6 回	8 回	協働推進課
男女共同参画啓発物の配布数	788 部	1,000 部	協働推進課
性の多様性に関する研修会、講演会の開催数	1 回	2 回	協働推進課

### 基本目標Ⅱ 男女ともに多様な選択ができる環境づくり

指 標	数 値		担当課
	現 状 平成 29 年度 (2017 年度)	目 標 ★★ 5 年度 (2023 年度)	
行政区役員に占める女性の割合	12.8%	20%	協働推進課
各種審議会の委員の構成に占める女性の割合	31.2%	35%	協働推進課
多文化共生ボランティア登録者数	38 人	50 人	協働推進課
保育園における待機児童数	12 人	0 人	子育て支援課
親子教室の参加者数	2,863 組	3,000 組	子育て支援課
子育てふれあい広場の利用者数	66,068 人	70,000 人	子育て支援課
家族介護者交流事業（地域サロン）の延べ参加者数	79 人	120 人	長寿介護課
パパママ教室の参加者数	234 人	250 人	健康推進課

指 標	数 値		担当課
	現 状 平成 29 年度 (2017 年度)	目 標 ★★ 5 年度 (2023 年度)	
「女性の活躍促進宣言」を宣言している市内企業数	3 社	5 社	産業課
「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けた市内企業数	0 社	1 社	産業課
就職支援セミナーの参加者数	78 人	85 人	産業課

### 基本目標Ⅲ 健康で安心して暮らすための基盤づくり

指 標	数 値		担当課
	現 状 平成 29 年度 (2017 年度)	目 標 ★★ 5 年度 (2023 年度)	
乳児家庭訪問の割合	96.6%	98%	健康推進課
介護予防教室の参加者数	9,890 人	11,500 人	長寿介護課
子宮頸がん検診受診率	8.6%	10%	健康推進課
乳がん検診受診率	13.1%	15%	健康推進課
乳幼児（3・4か月、1歳6か月、3歳児）健診の受診率	97.5%	98%	健康推進課

### 基本目標Ⅳ プランの総合的な推進体制づくり

指 標	数 値		担当課
	現 状 平成 29 年度 (2017 年度)	目 標 ★★ 5 年度 (2023 年度)	
市職員の人材育成のための研修を受けた人数	711 人	830 人	人事課
市の管理職に占める女性の割合	18.0%	20%	人事課

## **第5章**

### **參考資料**

## ◇みよし市における男女共同参画プラン策定経過

平成 9年(1997年)	「三好町女性行動計画『シンフォニー』」策定
平成 15年(2003年)	「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」策定
平成 21年(2009年)	「みよし男女共同参画プラン『パートナー』(改訂版)」策定
平成 26年(2014年)	「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2014-2018」策定

## ◇「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023」策定経過

年 月 日	内 容
平成 29年 7月 31日 (2017年)	平成 29 年度第 1 回みよし市男女共同参画プラン審議会の開催 ・委嘱状交付 ・会長、副会長の選出 ・プラン各施策の進捗状況について ・次期みよし男女共同参画プランの策定について
平成 29 年 10 月 4 日 (2017年)	平成 29 年度第 2 回みよし市男女共同参画審議会の開催 ・アンケート調査の実施及びアンケート（案）について
平成 29 年 11 月 15 日から 12 月 15 日まで (2017年)	男女共同参画社会に関するアンケート調査の実施 ○市内在住の 16 歳以上の男女各 500 人、合計 1,000 人を無作為に抽出。郵送による配布および回収 ○回答数 372 通（うち有効回答数 371 通） ○回収率 37.2%
平成 30 年 2 月 28 日 (2018年)	平成 29 年度第 3 回みよし市男女共同参画審議会の開催 ・アンケート調査結果の報告について
平成 30 年 5 月 30 日 (2018年)	平成 30 年度第 1 回みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会 (=みよし市役所内の部長級職員で構成する委員会) の開催 ・平成 30 年度第 1 回みよし市男女共同参画審議会への提出資料の検討
平成 30 年 7 月 2 日 (2018年)	平成 30 年度第 1 回みよし市男女共同参画審議会の開催 ・委嘱状交付 ・会長、副会長の選出 ・プラン各施策の進捗状況について ・次期みよし男女共同参画プランの策定概要について

年/月/日	内容
平成30年9月3日 (2018年)	平成30年度第2回みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会の開催 ・平成30年度第2回みよし市男女共同参画審議会への提出資料の検討
平成30年9月20日 (2018年)	平成30年度第2回みよし市男女共同参画審議会の開催 ・新プラン原稿案について
平成30年11月1日から 11月30日まで (2018年)	パブリックコメントの募集
※予定 平成31年1月 (2019年)	平成30年度第3回みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会の開催 ・平成30年度第3回みよし市男女共同参画審議会への提出資料の検討
※予定 平成31年1月 (2019年)	平成30年度第3回みよし市男女共同参画審議会の開催 ・パブリックコメントの結果について ・新プラン最終原稿案について
※予定 平成31年3月 (2019年)	パブリックコメント結果の公表 新プランの策定
※予定 平成31年4月 (2019年)	みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023 発行

◇みよし市男女共同参画審議会委員（順不同・敬称略）

会長 小田佳子（東海学園大学スポーツ健康科学部准教授）  
副会長 花井伸（みよし市小中学校長会代表）  
委員 櫻田誠（みよし市区長会代表）  
野口尚子（みよし市社会教育委員会代表）  
野崎又嗣（みよし市民生児童委員協議会代表）  
湊裕（連合愛知豊田地域協議会代表）  
小野田しま子（JAあいち豊田女性部三好支部代表）  
松原栄子（みよし商工会女性部代表）  
宮代カレン（在住外国人代表）  
竹内和子（公募委員）

# ◇みよし市男女共同参画推進条例

(平成27年みよし市条例第4号)

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 権利侵害等の禁止（第8条—第10条）
- 第3章 基本的施策（第11条—第17条）
- 第4章 推進体制の整備（第18条）
- 第5章 雜則（第19条）

### 附則

わが国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動して、男女共同参画社会基本法の制定をはじめ男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が、着実に進められてきた。

みよし市は、恵まれた自然環境と大都市近郊という地理的条件のもと、活気と活力のみなぎるまちとして、積極的にまちづくりを進めてきた。また、市民一人一人が互いの人権を尊重し合い、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する施策を展開してきた。

しかしながら、少子高齢化の進展や国際化など社会経済情勢の変化により、地域社会は大きく変化している。これらに対応していく上で、さらに男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、対等なパートナーとして生活できる社会づくりが必要である。

私たちみよし市民は、ここに、市、市民、事業者及び教育関係者が一体となって協働のもと性別にかかわらず、男女がその個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、活力ある豊かな男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他教育に携わる全ての者をいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度

や慣行により、男女の社会における活動の自由な選択が制限されることなく、個人としての能力を発揮できること。

- (3) 家族を構成する男女が、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場その他の社会生活における活動に対等に参画できること。
- (4) 女性に対するあらゆる暴力を根絶すること。

### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者及び教育関係者のほか、国及び県その他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力するものとする。

### （市民の責務）

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、自らが主体的に行う地域活動において、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる環境を整備するよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会の確保及び職業生活、家庭生活その他の生活の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者は、男女共同参画社会について理解を深め、基本理念に配慮して教育に取り組むよう努めなければならない。

## 第2章 権利侵害等の禁止

### （性別による差別的扱いの禁止）

第8条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いを行ってはならない。

### （配偶者等に対する暴力的行為等の禁止）

第9条 何人も、配偶者等（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者及び親密な男女関係にある者をいう。）に対し、暴力的行為又は虐待行為を行ってはならない。

2 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、相手の望まない性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感若しくは不利益を与える、又は生活環境を害するようなことを行ってはならない。

### （公衆に表示する情報への配慮）

第10条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないように配慮するよう努めなければならない。

## 第3章 基本的施策

### （基本計画）

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を

総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるよう努めるとともに、みよし市男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（積極的改善措置）

第12条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の第4第3項の規定に基づき市が設置する審議会その他の附属機関において委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の委員の数が著しく均衡を欠くことのないよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するため、女性職員の能力開発及び管理職等への登用に努めるものとする。

（調査及び研究）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又はこれを効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第14条 市は、雇用の分野における男女共同参画が推進されるように、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進に関する調査について協力を求めることができる。  
（家庭生活における活動及びそれ以外の活動との両立支援）

第15条 市は、男女がともに子育て、介護その他の家庭生活における活動及び地域、職場等における家庭生活以外での活動を両立することができるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

（教育及び学習機会の充実）

第16条 市は、男女共同参画について市民の关心と理解を深めるため、男女共同参画に関する教育及び学習の機会の充実に努めるものとする。  
（市が実施する施策に対する申出）

第17条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し、適切な処理に努めるものとする。

#### 第4章 推進体制の整備

（みよし市男女共同参画審議会）

第18条 市に、みよし市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査し、及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関し、施策の実施状況及び必要と認める事項について、調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員11人以内で組織する。

5 委員は、学識経験を有する者、公共的団体等が推薦する者及び市民のうちから市長が委嘱する。

#### 第5章 雜則

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關する必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき策定されている市の男女共同参画計画（「みよし男女共同参画プラン パートナー2014—2018」をいう。）は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。  
（みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正）
- 3 みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。  
〔次のように〕 略  
（みよし市附属機関の設置に関する条例の一部改正）
- 4 みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号）の一部を次のように改正する。  
〔次のように〕 略

## ◇みよし市男女共同参画審議会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市男女共同参画推進条例（平成27年みよし市条例第3号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、みよし市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員は、条例第18条第5項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課において處理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### (最初の委員の委嘱)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日とする。

## ◇みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会設置要綱

### (設置)

第1条 男女共同参画プランの改訂に必要な調整を行ふため、みよし市男女共同参画プラン改訂調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調整を行う。

- (1) 素案の策定に関する事。
  - (2) 既存プランとの整合性に関する事。
  - (3) 策定のスケジュールに関する事。
  - (4) その他男女共同参画に関する事。
- 2 前項の所掌事務を推進するため、委員会は、必要と認める事項を課長級の職員をもって構成する作業部会に指示することができる。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員7人をもって組織する。

- 2 委員長は、市民協働部長を充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 政策推進部長
- (2) 総務部長
- (3) 福祉部長
- (4) 子育て健康部長
- (5) 環境経済部長
- (6) 都市建設部長
- (7) 教育部長

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を掌理する。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理の者が出席することができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、男女共同参画担当課に置く。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月4日）

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月3日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月2日）

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

# ◇男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあ

ることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政

策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### （国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### （国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

### （法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### （年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### （男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

### （1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社

### 会の形成の促進に関する施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘査して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘査して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣習が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### (設置)

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に關し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に關し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

- 第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を總理する。

#### (議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に關し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であつてはならない。

- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であつてはならない。

- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

- 第28条 この章に定めるものほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則（平成11年6月23日法律第78号） [抄] (施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

#### (経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第

1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号)

[抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(12)から(58)まで 略

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号)

[抄]

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# ◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

最終改正：平成26年法律第28号

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

#### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条・第5条）

#### 第3章 被害者の保護（第6条一第9条の2）

#### 第4章 保護命令（第10条一第22条）

#### 第5章 雜則（第23条一第28条）

#### 第5章の2 補則（第28条の2）

#### 第6章 罰則（第29条・第30条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けれる身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### （国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

### （基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

（3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設にお

いて、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応すること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏泄罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護について

の説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するためには必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行なうに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、

当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該伴侶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身邊につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - (1) 面会を要求すること。
  - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を醸させるような物を送付し、又はその知りえる状態に置くこと。
  - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規

定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)
- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - (1) 申立人の住所又は居所の所在地
  - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
(保護命令の申立て)
- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - (4) 第10条第4項の規定による命令の申し立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防

止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。た

だし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めることは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行なうことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるものほか、保護命令に関する手続きに關し必要な事項は最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く）  
(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用  
(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用  
(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの  
(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第10条第1項から第4項まで	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手

、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項		
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

### 附 則〔抄〕

#### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは「婦人相談所」とする。

#### （検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成16年法律第64号〕

#### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」

とあるのは、「2週間」とする。

#### （検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

#### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

### 附 則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

#### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

### 附 則〔平成26年4月23日法律第28号〕〔抄〕

#### （施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

#### （1）略

（2）第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定

平成26年10月1日

# ◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

最終改正：平成29年法律第14号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
  - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
  - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
  - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
  - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人权が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定期的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の

## 職業生活における活躍についての基本原則

（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

### （基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### （都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第3章 事業主行動計画等

### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、

事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
    - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
    - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
  - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ## 第2節 一般事業主行動計画
- ### （一般事業主行動計画の策定等）
- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) 計画期間
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
    - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
  - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
  - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
  - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
  - 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合

について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に關し、当該取組の実施の状況が優良なものであることを他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるととき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるとときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集

に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同法第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他との援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下の条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は

変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行なう国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關する必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 総則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第4項の規定に違反した者

(2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定に違反した者

(2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」

を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第6、4条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年

1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

◇男女共同参画に関する年表

	世 界	日 本	愛知県	みよし市
昭和 50 年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国際婦人年世界會議」を開催(メキシコシティ)。「世界行動計画」を採択</li> <li>●国連総会が 1976 年から 1985 年までを「国際婦人の 10 年」と決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●衆参両議院本会議で「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上をはかる決議」を採択</li> <li>●「婦人問題企画推進本部」設置を閣議決定</li> </ul>		
昭和 51 年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室が新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●育児休業法(女子教育職員、看護婦、保母等)の施行</li> <li>●女性初国連公使(緒方貞子)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総務部に「青少年婦人室」を設置</li> <li>●「愛知県婦人関係行政推進会議」設置</li> <li>●「愛知県婦人問題懇話会」設置</li> </ul>	
昭和 52 年 (1977)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性参加をテーマに国連のアジア・太平洋地域セミナー</li> <li>●第 1 回「女性と健康」国際会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定</li> <li>●国立婦人教育会館開館</li> <li>●「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成(平成 3 年度まで毎年)</li> <li>●「婦人関係行政の概要」作成(以降毎年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人会音頭制定</li> </ul>
昭和 53 年 (1978)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際女性学会を東京で開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総理府「国内行動計画第 1 回報告書－婦人の施策と現状－」を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県事務所に婦人問題総合窓口設置</li> <li>●婦人労働サービスセンター開設</li> </ul>	
昭和 54 年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子福祉会館開館</li> </ul>	
昭和 55 年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の 10 年 1980 年世界会議」開催(コペンハーゲン)</li> <li>●「女子差別撤廃条約」の署名式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総理府「国内行動計画第 2 回報告書－婦人の施策と現状－」を公表</li> <li>●「女子差別撤廃条約」に署名</li> <li>●総理府「国連婦人の十年中間年全国会議」開催</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際婦人の十年中間年を記念して婦人議会開催(各地区代表 30 人)</li> </ul>
昭和 56 年 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女子差別撤廃条約」の発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「民法及び家事裁判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の相続分を 1/3 から 1/2 へ引き上げ、寄与分制度の新設)</li> <li>●労働省「パートバンク」の設置を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「婦人職業サービスルーム」開設</li> <li>●「婦人情報資料コーナー」開設</li> </ul>	
昭和 59 年 (1984)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国連婦人の十年 ESCAP 地域会議」開催(東京)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●婦人地域活動者表彰制度開始</li> </ul>	

	世 界	日 本	愛知県	みよし市
昭和 60 年 (1985)	●「国際婦人の十年世界会議」開催(ナイロビ) ●「西暦 2000 年にむけてのナイロビ将来戦略」採択	●国籍及び戸籍法の一部を改正する法律施行 ●生活保護基準額の男女差解消 ●「女子差別撤廃条約」批准 ●「男女雇用機会均等法」成立	●「国連婦人の十年」記念事業実施	
昭和 62 年 (1987)		●「西暦 200 年に向けての新国内行動計画」策定		
平成元年 (1989)			●「あいち女性プラン」策定	
平成 2 年 (1990)	●国連社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	.	●母子福社会館開館	
平成 3 年 (1991)		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定 ●「育児休業法」の成立	●女性総合センター基本計画策定 ●愛知女性プラン推進研究会設置	
平成 4 年 (1992)		●「育児休業等に関する法律」施行 ●「婦人問題担当大臣」設置		
平成 5 年 (1993)	「世界人権会議」開催 (ウィーン)	●中学校「家庭科」男女必修開始 ●「パートタイム労働法」施行 ●女性初衆議院議長(土井たか子)	●「青少年婦人室」を「青少年女性室」に改称 ●「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定	
平成 6 年 (1994)	●「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議 ●「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	●総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置 ●総理府に「男女共同参画推進本部」設置 ●「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」策定 ●高等学校の「家庭科」男女必修開始 ●女性初最高裁判事(高橋久子)	●あいち農村漁村女性プラン」策定  ●教育委員会に女性担当窓口として「女性室」設置 ●「女性団体活性化研究会」発足	

	世 界	日 本	愛知県	みよし市
平成 7 年 (1995)	●第 4 回世界女性会議開催(北京) ●「北京宣言」及び「行動綱領」採択	●「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」公布 ●介護休業制度の法制化	●「第 4 回世界女性会議」記念事業実施	●「女性団体活性化研究会による女性問題への提言に基づき住民意識調査実施
平成 8 年 (1996)		●男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」答申 ●「男女共同参画 2000 年プラン」策定	●財団法人あいち女性女性総合センター設置	●「女性行動計画策定懇話会」設置 ●「三好町女性団体ネットワーク研究会」発足
平成 9 年 (1997)		●「男女雇用機会均等法」改正	●「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定	●「三好町女性行動計画『シンフォニー』」策定 ●婦人団体五十周年記念「みよし女性フェスティバル」開催
平成 10 年 (1998)		●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	●「あいち男女共同参画推進市町村サミット」開催	
平成 11 年 (1999)		●「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 ●「男女共同参画社会基本法」施行	●「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催	●「三好町女性団体連絡協議会」発足
平成 12 年 (2000)	●国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニューヨーク国連本部) ●「政治宣言」及び「成果文書」を採択	●男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方策について」 ●「ストーカー規制法」施行 ●「男女共同参画基本計画」策定	●21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」男女共同参画懇話会提言 ●「総務部青少年女性室」から「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」へ名称変更	●「女性室」を「青少年女性室」に改称
平成 13 年 (2001)		●内閣府に「男女共同参画局」新設 ●「男女共同参画会議」設置 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)一部施行 ●「育児休業法」の改正(対象となる子の年齢引き上げ)	●「あいち男女共同参画プラン 21~個性が輝く社会をめざして」策定	●「青少年女性室」を「青少年女性課」に改称 ●「三好町男女共同参画社会検討委員会」設置 ●住民意識調査実施

	世 界	日 本	愛知県	みよし市
平成 14 年 (2002)		●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	●「愛知県男女共同参画推進条例」施行	●「男女共同参画計画」策定に向けて三好町男女共同参画社会検討委員会提言
平成 15 年 (2003)		●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ●「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化社会対策基本法」成立		●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」策定 ●女性の悩み事電話相談の開設
平成 16 年 (2004)		●育児・介護休業法改正 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	●男女共同参画チャレンジフェスタ開催	●青少年女性課が社会教育課に統合
平成 17 年 (2005)	●第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	●改正育児・介護休業法施行 ●男女共同参画基本計画(第2次)開議決定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	●「あいち子育て・子育ち応援プラン」策定 ●「男女共同参画フォーラム in あいち」開催 ●「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	●男女共同参画川柳の募集
平成 18 年 (2006)		●男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ●男女雇用機会均等法改正	●「あいち男女共同参画プラン 21」改定 ●「財団法人あいち女性総合センター」から「財団法人あいち男女共同参画財団」に改称	●男女共同参画セミナーの開催 ●ステップアップスクールの開催 ●「女性のつどい」開催
平成 19 年 (2007)		●「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	●愛知県少子化対策推進条例施行	●町民協働部町民活動支援課発足 ●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」改訂着手
平成 20 年 (2008)		●「仕事と生活の調和推進室」設置 ●「女性の参画加速プログラム」策定	●あいち女性のチャレンジ応援サイト「愛チャレンジ」開設 ●「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(2次)」策定	●「女性のつどい」を「町民のつどい」に改称
平成 21 年 (2009)		●男女共同参画シンボルマーク決定		●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」改訂

	世 界	日 本	愛知県	みよし市
平成 22 年 (2010)	●第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）開催（ニューヨーク）	●第 3 次男女共同参画基本計画閣議決定		●1月「三好町」から「みよし市」に
平成 23 年 (2011)	●「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」正式発足		●「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」策定	
平成 24 年 (2012)	●ロンドン五輪開催「女性躍進」すべての参加国・地域からの女子選手の参加と、全競技での女子選手出場が実現した。	●「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」閣議決定	●「財団法人あいち男女共同参画財団」から「公益財団法人あいち男女共同参画財団」に改称	●「市民協働部」を「協働部」に、「市民活動支援課」を「協働推進課」に改称
平成 25 年 (2013)		●「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正	●「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定	●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」改訂
平成 26 年 (2014)		●「次世代育成支援対策推進法」改正	●「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ格上げし、新ポスト「女性の活躍促進監」を創設して体制を強化	●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2014-2018」発行
平成 27 年 (2015)	●第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）開催（ニューヨーク）	●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ●第 4 次男女共同参画基本計画閣議決定	●「あいちはぐみんプラン 2015-2019」策定	●「みよし市男女共同参画推進条例」施行
平成 28 年 (2016)		●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」全面施行	●「あいち男女共同参画プラン 2020」策定 ●「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2020」策定	
平成 29 年 (2017)		●改正男女雇用機会均等法施行 ●改正育児・介護休業法施行		
平成 30 年 (2018)				●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2014-2018」改訂
平成 31 年 (2019)				●「みよし男女共同参画プラン『パートナー』2019-2023」発行

事務局 みよし市市民協働部協働推進課  
〒470-0295  
愛知県みよし市三好町小坂 50 番地  
TEL 0561-32-8025